
人材・雇用

人材・雇用	1
沖縄若年者雇用促進奨励金.....	1
若年者等正規雇用化特別奨励金	6
介護労働者設備等導入奨励金.....	8
核世代再チャレンジ雇用支援.....	10
キャリア形成促進助成金	12
均衡待遇・正社員化推進奨励金.....	15
建設雇用改善助成金	18
高年齢者雇用確保充実奨励金.....	21
高年齢者職域拡大等助成金.....	24
雇用創出促進資金	26
雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金).....	28
最低賃金総合相談支援センター	30
試行雇用奨励金(トライアル雇用事業)	31
従業員研修促進支援事業	33
重度障害者等多数雇用施設設置等助成金.....	35
障害者雇用納付金制度に基づく助成金	37
情報産業核人材育成支援事業.....	40
職場支援従事者(職場支援パートナー)配置助成金.....	42
職場適応訓練費.....	45
新規起業事業場就業環境整備事業.....	47
人材投資促進税制	48
地域イメージ向上・確立支援事業.....	50
地域雇用開発助成金	52
地域雇用開発助成金(地域求職者雇用奨励金)	53
地域雇用開発助成金(地域再生中小企業創業助成金)	56

中小企業基盤人材確保助成金.....	58
中小企業雇用創出等能力開発助成金.....	61
中小企業定年引上げ等奨励金.....	64
中小企業労働力確保法に基づく支援.....	66
特定求職者雇用開発助成金.....	68
認定職業訓練助成事業費補助金.....	71
派遣労働者雇用安定化特別奨励金.....	73
事業所内保育施設設置・運営コース.....	75
中小企業子育て支援助成金.....	78
育児・介護費用等補助コース(両立支援レベルアップ助成金).....	81
休業中能力アップコース(両立支援レベルアップ助成金).....	83
子育て期の短時間勤務支援コース(両立支援レベルアップ助成金).....	85
代替要員確保コース(両立支援レベルアップ助成金).....	88
ワンストップ型雇用相談窓口設置事業.....	90

沖縄若年者雇用促進奨励金

(沖縄県に係る地域助成金)

目 的

沖縄県内における若年者等の常用就職の促進、職場定着の普及を図ります。

対 象 者

次の①～③の3つの条件等を満たす事業主

- ① 沖縄県の区域内において、300万円以上の事業所の施設や設備を新設、増設、購入又は賃借して、新たに事業を始め、又は拡大する事業主であること。ただし、「計画書」を提出した日から「完了届」を提出した日までの間(最大24ヵ月)が対象となります。
- ② ①の設置・整備に伴い、沖縄県に居住する35歳未満の若年求職者を継続して雇用する労働者(雇用保険の一般被保険者)として3人以上雇入れる事業主であること。
- ③ ①の事業所の設置・整備及び②の求職者の雇入れについての「沖縄若年者雇用促進奨励金の雇用に関する計画書」を労働局長に提出し、認められた事業主であること。

支援内容

- ① 沖縄若年者雇用促進奨励金

支 給 額 : 雇入れた若年者(35歳未満)に支払った賃金に相当する額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額の1/3(中小企業)または1/4(大企業)

助 成 期 間 : 原則1年間

(対象労働者等の定着状況が特に優良な事業主の場合は2年間となります。)

支給限度額 : 1人につき120万円/年

申請時期

随時

活用のポイント

○助成の対象となる設備投資、若年者の雇入れは……

計画書提出後2年以内に行った設備投資、雇入れが助成金の対象になりますので長期の設備投資・雇用計画で申請することができます。

○若年者の雇入れの場として適切な事業所であること。(風俗関連業等は除く。)

○若年求職者とは雇入れ時35歳未満の求職者であり、新規学卒者は除きます。

●助成金の支給を受けるためには……

まず、設備投資、若年者の雇入れの前に、計画書を受理期間内に管轄公共職業安定所または沖縄助成金センターに提出しなければなりません。

●国の補助金等(地方公共団体等を通じた間接補助金等を含む)の補助対象となっている事業所の設置・整備費は、対象になりません。

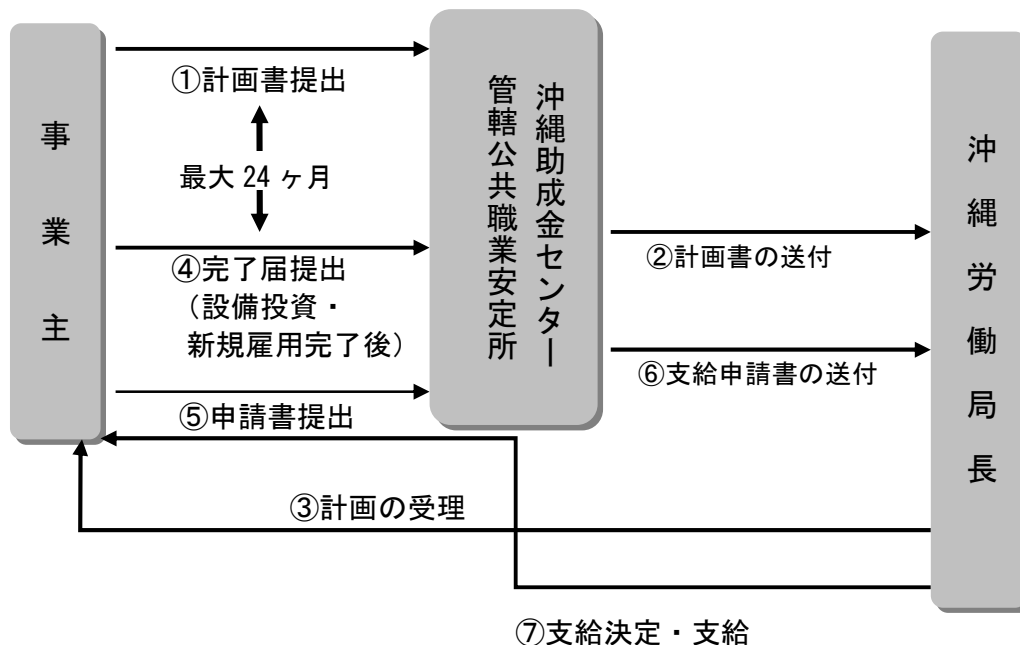
●雇用保険の適用事業所であることが前提になります。

●助成金の申請は、事業所の設置・整備及び雇入れ完了後に資格確認を行い、その後6ヵ月ごとに申請します。

●解雇等による離職者が、従業員的一定割合以上となった場合は、助成金が受けられません。

●定着指導責任者を配し、若年者の定着に勤める必要があります。

フロー図等



申請先

沖縄助成金センター（那覇・沖縄管轄地域）・管轄公共職業安定所

問い合わせ先

沖縄労働局職業安定部職業対策課 沖縄助成金センター TEL 098-868-1606

名護公共職業安定所 TEL 0980-52-2810

宮古公共職業安定所 TEL 0980-72-3329

八重山公共職業安定所 TEL 0980-82-2327

若年者等正規雇用化特別奨励金

目 的

『年長フリーター及び30代後半の不安定就労者』又は『採用内定を取り消されて就職先が未決定の学生等』を正規雇用する事業主が、一定期間毎に引き続き正規雇用している場合に奨励金が支給されます。

対 象 者

【年長フリーター等(25歳以上40歳未満)を正規雇用する場合】

①直接雇用型

- ・ ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、ハローワークからの紹介により正規雇用する場合
- ・ 対象者の雇入れ日現在の満年齢が25歳以上40歳未満
- ・ 雇入れ日前1年間に雇用保険の一般被保険者でなかった者、その他職業経験、技能知識等の状況から奨励金の活用が適当であると安定所長が認める者

②トライアル雇用活用型

- ・ ハローワークからの紹介によりトライアル雇用として雇入れ、トライアル雇用終了後引き続き同一事業所で正規雇用する場合
- ・ トライアル雇用開始日の満年齢が25歳以上40歳未満
- ・ トライアル雇用開始日前1年間に雇用保険の一般被保険者でなかった者

③有期実習型訓練修了者雇用型

- ・ 有期実習型訓練修了者〈注1〉を正規雇用する場合(ただし、既に雇用している対象短時間等労働者〈注2〉に対して実施した有期実習型訓練の場合、実施事業所において正規雇用へ転換された者については奨励金の対象となりません)
- ・ 有期実習型訓練修了後の雇入れ日(有期実習型訓練を受けさせていた事業主が、当該訓練生を正規雇用した場合は、訓練開始日)現在の満年齢が25歳以上40歳未満

(注1)有期実習型訓練修了者とは、有期実習型訓練の全課程を修了したものをいいます。

(注2)対象短時間等労働者とは、次のイ又はロのいずれかに該当するものをいいます。

イ 期間の定めのない労働契約を締結している者であって、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者(当該事業所に当該期間の定めのない労働契約を締結している労働者と同種の業務に従事する通常の労働者がいる場合にあっては、当該通常労働者)の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ、30時間未満である者。

ロ 期間の定めのある労働契約を締結している労働者。

【採用内定を取り消された方(40歳未満)を正規雇用する場合】

- ・ ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、採用内定を取り消されて就職先が未決定の新規学校卒業者をハローワークの紹介により正規雇用する場合
- ・ 対象者の雇入れ日現在の満年齢40歳未満

支援内容

対象者を雇い入れた場合 中小企業は100万円 大企業は50万円 が支給されます。
(3回に分けて支給されます。)

申請時期

奨励金の支給をうけるためには、対象者を雇い入れた事業所を管轄する労働局長に、支給対象期ごとにそれぞれ支給対象期の末日の翌日から起算して1か月(支給申請期間)以内に、支給申請書に必要な書類を添えて提出することが必要です。当該提出については、管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所を経由して行うことができます。

問い合わせ先

那覇公共職業安定所	TEL 098-866-8609
沖縄公共職業安定所	TEL 098-939-3200
名護公共職業安定所	TEL 09805-2-2810
宮古公共職業安定所	TEL 09807-2-3329
八重山公共職業安定所	TEL 09808-2-2327
沖縄労働局職業安定部職業安定課	TEL 098-868-1655

介護労働者設備等導入奨励金

目 的

介護労働者の身体的負担軽減や腰痛を予防するため、事業主が介護福祉機器(移動用リフト等)について、導入・運用計画を提出し、厚生労働省の認定を受けて導入した場合に、計画期間内に導入した介護福祉機器に係る経費の一部を助成します。

対 象 者

1. 雇用保険の適用事業主であること。
2. 介護サービスの提供を業として行う介護関連事業主であること(兼業でも可)
3. 都道府県労働局長から導入・運用計画の認定を受けた事業主であること。
4. 認定計画に基づき、計画期間内に介護福祉機器(以下「機器」という。)の導入を行うほか、導入機器の使用を徹底するための研修、介護技術に関する身体的負担軽減を図るための研修、導入機器のメンテナンス、導入効果の把握等に取り組む事業主であること。導入効果については、一定の基準を上回ることが必要であり、基準を下回った場合は、奨励金は支給しない。
5. 当該事業所の雇用管理に取り組むとともに、労働者からの相談に応じる「介護労働者雇用管理責任者」を選任し、かつ、その選任した者の氏名の周知を当該事業所に掲示等することにより行っている事業所であること。

※ その他にも要件がございます。

沖縄助成金センター(沖縄労働局内 098-868-1606)まで

支援内容

介護福祉機器の導入等に要した費用であって、計画期間内に支払いが完了した額(手形又は小切手による支払いの場合にあっては、決済が完了したものに限り)の1/2を助成します。上限は300万円です。

活用のポイント

[対象となる介護福祉機器]

介護労働者の身体的負担が軽減され、腰痛予防に効果が高く、労働環境の改善に資する機器になります。ただし、一品の見積価格及び購入価格が10万円未満のものは除きます。(要介護者本人が購入又は賃貸する機器については奨励金の対象外です。)

1. 移動用リフト(立体補助機(スタンディングマシーン)・移動用リフトと同時購入したスリングシートを含む)
2. 自動車用車いすリフト(福祉車両の場合は、本体を除いたリフト部分のみ)
3. ベッド(傾斜角度又は高さが調整できる機能を有するものに限る。マットレスは除く。)
4. 座面昇降機能付車いす
5. 特殊浴槽(リフトと共に稼働する者、側面が開閉可能なもの、同時購入した担架や入浴用車いすを含む。)
6. ストレッチャー
7. シャワーキャリー
8. 昇降装置(人の移動に使用するものに限る)
9. 車いす体重計

申請時期

この奨励金は、介護福祉機器の導入のみをもって支給されるものではありません。介護労働者の身体的負担軽減や腰痛予防につながるよう、適切な運用を行うために、「導入機器の使用を徹底させるための研修」、「導入機器のメンテナンス」、「導入効果の把握」、「介護技術に関する身体的負担軽減を図るための研修」等を行うことが必要です。

計画の初日(機器を導入する月の初日)から遡って6ヵ月前から1ヵ月前の間に「介護労働者設備等導入奨励金導入・運用計画書」を申請してください。

問い合わせ先

沖縄労働局職業安定部職業対策課沖縄助成金センター TEL 098-868-1606

名護公共職業安定所 TEL 0980-52-2810

宮古公共職業安定所 TEL 0980-72-3329

八重山公共職業安定所 TEL 0980-82-2327

核世代再チャレンジ雇用支援

目 的

ハローワークに求職申込を行っている一般求職者のうち、沖縄県に居住する40歳以上44歳以下（「核世代」という）を短期間（原則3か月）試行的に雇用することにより、企業及び労働者相互に理解を深めていただき、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図ることを目的とします。

対 象 者

次のいずれにも該当する事業所

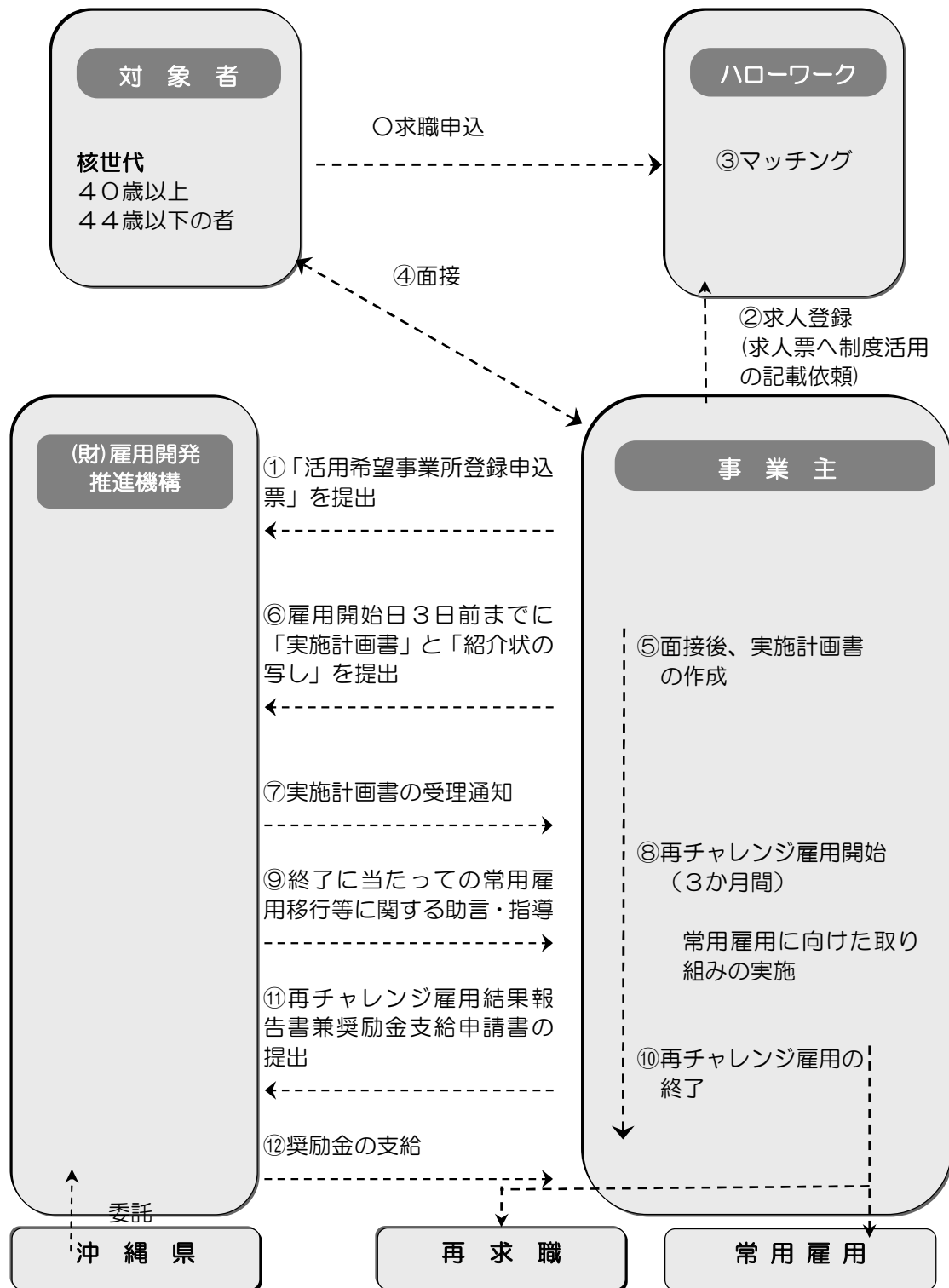
- 1 雇用保険の適用事業主であること。
- 2 ハローワークから職業紹介を受ける以前に当該職業紹介に係る対象労働者を雇用することを約束していない事業主。
- 3 再チャレンジ雇用を開始した日の前日から起算して、6か月前の日から再チャレンジ雇用を終了し、奨励金支給の申請をした日までの間に、当該再チャレンジ雇用に係る事業所において雇用する「雇用保険被保険者」を事業主の都合により解雇したことがない事業主。
- 4 再チャレンジ雇用を開始した日の前日から起算して過去3年以内において、対象労働者を雇用したことがない事業主。
- 5 出勤簿、労働者名簿等の関係書類が整備されていること。
- 6 再チャレンジ雇用期間中の1週間の所定労働時間は、原則として同一の事業所において雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度とする。ただし、1週間の所定労働時間が30時間を下回らないものとする。

他にも要件がありますので、詳しくは（財）雇用開発推進機構までお問い合わせください。

支援内容

再チャレンジ雇用を行う事業主には、対象労働者1人につき、1か月あたり5万円の奨励金を最大3か月間支給します。ただし、出勤率により支給額が変わります。

フロー図等



問い合わせ先

(財) 雇用開発推進機構

TEL : 098-859-6140 FAX : 098-859-6220 <http://www.empact.or.jp/>

キャリア形成促進助成金

目 的

事業主が従業員のキャリア形成を促進するために職業訓練等の能力開発を段階的かつ体系的に実施する際に助成する制度です。

受給できる事業主

- (1) 雇用保険の適用事業所の事業主であること。
- (2) 労働組合等の意見を聴いて、事業内職業能力開発計画（※1）及びこれに基づく年間職業能力開発計画を作成している事業主であって、当該計画の内容をその雇用する労働者に対して周知している事業主であること。
- (3) 職業能力開発推進者（※2）を選任している事業主であること。
- (4) 事業主の命令による訓練を受けさせる場合は、訓練を受けさせる期間において、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払っていること。
- (5) 従業員の申し出により教育訓練等を受けるための職業能力開発休暇を与える場合は、職業能力開発休暇期間において、労働協約又は就業規則等に定めた賃金を支払っていること。
- (6) 支給申請書の提出日において労働保険料を過去2年間を超えて滞納していないこと。
- (7) 過去3年間に雇用保険二事業に係るいずれの助成金についても不正受給を行ったことがない事業主であること。

助成金の種類及び受給できる額

○訓練等支援給付金

訓練等支援給付金は、次の(1)から(5)に取り組む事業主に助成する制度です。

(1) 専門的な訓練の実施に対する助成（対象：中小企業）

従業員に専門的な知識・技能を追加して習得させることを内容とする職業訓練又は新たに職業に必要な知識・技能を習得させることを内容とする職業訓練を受けさせる事業主に助成します。

(2) 短時間等労働者への訓練に対する助成（対象：中小企業・大企業）

雇用している短時間等労働者に、高度な技能・知識を習得させる若しくは正社員への転換に必要な技能・知識を習得させるため、職業訓練等を受けさせる事業主に対する助成措置です。

(3) 認定実習併用職業訓練に係る助成（対象：中小企業・大企業）

厚生労働大臣の認定を受けた「実習併用職業訓練（実践型人材養成システム）」を実施する事業主に助成します。

(4) 有期実習型訓練に対する助成（対象：中小企業・大企業）

フリーターや子育て終了後の女性、母子家庭の母親の方々など職業能力形成機会の少ない方々及び新規学卒者に対して、企業内における実習（OJT）と教育訓練機関等で実施される座学等（OFF-JT）を効果的に組み合わせて実施される有期実習型訓練を実施する事業主に対する助成措置です。

(5) 自発的な職業能力開の支援に対する助成（対象：中小企業）

従業員の自発的な能力開発を支援する制度（自発的職業能力開発経費負担制度、職業能力開発休暇制度）を就業規則又は労働協約に設け、従業員の能力開発にかかる経費の負担や職業能力開発休暇の付与を行う事業主に対する助成措置です。

助成内容

対象事業主	対象経費	中小企業	大企業
①労働者に職業訓練を受けさせる事業主	OFF-JT(※3)の経費・賃金	【助成率】1/3	-
	OJT(※4)の実施助成(注)	【助成額】600円/1h	-
②非正規労働者に職業訓練を受けさせる事業主	OFF-JT(※3)の経費・賃金	【助成率】1/2	【助成率】1/3
	OJT(※4)の実施助成(注)	【助成額】600円/1h	【助成額】600円/1h
③労働者が自発的に行う職業能力開発を支援する事業主	経費・賃金助成	【助成率】1/2	-
	制度導入助成	【助成額】15万円	-
	利用者1人あたり	【助成額】5万円等	-

(注) OJT助成は、大臣認定等を受けた雇用型訓練のみ助成

※1: 事業内職業能力開発計画

事業主の事業所の労働組合等の意見を聴いて作成する、雇用する労働者に係る職業能力の開発及び向上が段階的かつ体系的に行われることを促進するための計画をいう。(職業能力開発促進法第11条第1項)

※2: 職業能力開発推進者

事業内職業能力開発計画の作成・実施及び労働者に対する相談・指導等の業務を行う者をいう。
(職業能力開発促進法第12条)

※3: OFF-JT

生産ライン又は就労の場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる職業訓練等をいう。

※4: OJT

事業主が行う業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識の習得に係る職業訓練をいう。

計画届申請時期

キャリア形成促進助成金を活用する事業主はあらかじめ、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」といいます。）都道府県センターに計画を届けていることが必要です。

年間職業能力開発計画の期間	計画届申請時期
4月1日～翌年3月末日	3月1日～3月末日
7月1日～翌年6月末日	6月1日～6月末日
10月1日～翌年9月末日	9月1日～9月末日
1月1日～12月末日	12月1日～12月末日

（申請時期は毎年4回ですが、申請を初めて行う事業所は随時提出可。）

支給申請書の提出

年間職業能力開発計画に基づき実施したものについて、原則として、4月1日から9月末日までに終了したものを10月1日から11月末日までに、10月1日から翌年3月末日までに終了したものを4月1日から5月末日までにキャリア形成促進助成金支給申請書に必要な書類を添付し雇用・能力開発機構沖縄センターに提出してください。

助成金を受給するための留意点

- (1) 訓練等支援給付金に係る座学等（OFF-JT）については、訓練区分毎に経費助成限度額が定められています。
- (2) 本助成金には、支給額の制限が設けられています。申請額よりも、受給できる額が少ないことがあります。
- (3) 助成金は国の財源によるものです。不正に助成金の支給を受けた場合には助成金の返還を求め、関係機関へ通知します。助成金の適正な活用をお願いいたします。

問い合わせ先

独立行政法人雇用・能力開発機構沖縄センター那覇事務所
TEL 098-862-3214 FAX 098-861-3380

均衡待遇・正社員化推進奨励金

目的

パートタイム労働者や有期契約労働者の雇用管理の改善を図るため、正社員への転換制度や正社員と共通の処遇制度などを労働協約または就業規則に規定し、実際に制度を適用した事業主に対して、奨励金を支給します（大企業と中小企業で支給額が異なります）。

対象者

労働保険の適用事業主（規模は問いません）

受給資格

以下の①～⑤のいずれかの制度を労働協約または就業規則に新たに規定してください。

※パートタイム労働者と有期契約労働者の両方、またはどちらか一方を対象とすることが必要です。

※就業規則を作成、変更した場合は、労働基準監督署に届け出ることが必要です。

※届出前に労働者に適用した場合は、奨励金の対象となりません。

1. 正社員転換制度

パートタイム労働者・有期契約労働者から正社員へ転換する試験制度を設け、実際に転換者が出た場合に、対象労働者10人目まで支給します。

支給対象	中小企業	大企業
I 制度導入分(対象労働者1人目)	40万円	30万円
II 転換促進分(対象労働者2人目～10人目)	20万円	15万円

※IIについては、対象労働者が母子家庭の母等である場合は、中小企業30万円、大企業25万円を支給します。

2. 共通処遇制度

パートタイム労働者・有期契約労働者に対して正社員と共通の処遇制度を設け、実際に適用した場合に支給します。

中小企業	大企業
60万円	50万円

3. 共通教育訓練制度

パートタイム労働者・有期契約労働者に対して、正社員と共通のカリキュラム内容と時間による教育訓練制度を設け、中小企業は延べ10人、大企業は延べ30人に実施、修了させた場合に支給します。

中小企業	大企業
40万円	30万円

4. 短時間正社員制度

短時間正社員制度を設け、実際に利用者が出た場合に、対象労働者10人目まで支給します。

支給対象	中小規模事業主	大規模事業主
I 制度導入分(対象労働者1人目)	40万円	30万円
II 定着促進分(対象労働者2人目~10人目)	20万円	15万円

※中小規模事業主：常時雇用する労働者が300人を超えない事業主

大規模事業主：中小規模事業主以外の事業主

※IIについては、対象労働者が母子家庭の母等である場合は、中小規模事業30万円、大規模事業主25万円を支給します。

5. 健康診断制度

パートタイム労働者・有期契約労働者に対する健康診断制度を導入し、実際に延べ4人以上に実施した事業主に支給します。

中小企業	大企業
40万円	30万円

留意事項

●支給の制限

- (1) 奨励金の支給は1つの制度について1回限りです（正社員転換制度と短時間正社員制度の2人目~10人目を除く）。
対象労働者の範囲などが異なる制度を複数回導入しても、奨励金は1つの制度については1回しか支給しません。
- (2) 同一の労働者を、正社員転換制度と短時間正社員制度の両方の支給対象者にすることはできません。
- (3) 同一の対象労働者または同一事由によって他の助成金等の支給を受けた場合は、奨励金を支給しないことがあります。

●旧助成金の経過措置

この奨励金は、中小企業雇用安定化奨励金と短時間労働者均衡待遇推進等助成金（以下「旧助成金」）を統合したものです。旧助成金を受給した事業主の方等への奨励金の支給については、以下により取り扱います。

- (1) 既に同一の制度について旧助成金を受給している場合は、本奨励金は支給しません。ただし、正社員転換制度（転換促進分）、短時間正社員制度（定着促進分）の支給が10人に達していない場合は、旧助成金と通算して10人目まで支給します。
- (2) 旧助成金制度に基づいて制度導入などの取組を行ったものの旧助成金の受給に至っていない事業主が、平成23年4月1日以降に支給要件を満たした場合には、本奨励金の要件にしたがって取り扱います。制度が適用された労働者の人数が支給要件となっている場合には、制度導入日以降の人数を通算して算定することができます。

●支給の決定

この奨励金は、制度の導入・適用後にただちに支給されるものではありません。制度の導入・適用後、一定期間、制度が適切に運用されているかを確認した上で、支給決定を行います。また、本奨励金の支給について、行政不服審査法に基づく不服申立て、審査請求を行うことはできません。

問い合わせ先

沖縄労働局雇用均等室 TEL 098-868-4380

※詳細は「沖縄労働局ホームページ <http://okirodo.go.jp>」新着情報をご覧ください。

建設雇用改善助成金

目 的

建設事業主が行う建設労働者の技能向上や雇用管理の改善等を図るための措置について、賃金、経費の一部を助成することにより、建設労働者の雇用の安定を図るものです。

各助成金の概要

1 建設教育訓練助成金

(1) 認定訓練

イ 経費助成

中小建設事業主等が、職業能力開発促進法による認定訓練を行う場合、経費の一部を助成します。経費助成については、1人1月（コース又は単位）当たり1,800円から25,000円を限度とし、訓練の課程により助成額が異なります。

ロ 賃金助成

中小建設事業主が、その雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた場合、その賃金の一部を助成します。賃金助成については、1人1日当たり5,400円又は7,000円を限度とし、訓練の課程により助成額が異なります。

(2) 技能実習

イ 経費助成

中小建設事業主等が、雇用する建設労働者のために技能実習を行う場合、又は、登録教習機関で行う技能講習等を受講させた場合、経費の一部を助成します。経費助成については、一の技能実習について1日13万円（別に定める要件の場合は20万円）かつ20日分を限度とします。

ロ 賃金助成

中小建設事業主が、雇用する建設労働者に有給で技能実習等を受講させた場合、賃金の一部を助成します。賃金助成については、一の技能実習について1人1日当たり7,000円かつ20日分を限度とします。

(3) 通信教育訓練（経費助成）

中小建設事業主が、雇用する建設労働者に通信教育訓練を受講させた場合、経費の一部を助成します。一の教育訓練の受講料（教科書代等含む）の1/2、1人当たり10万円を限度とします。

(4) 建設広域教育訓練

イ 経費助成

要件を具備する職業訓練法人が、広域的に建設工事における作業に係る職業訓練を計画的に実施する場合、運営費の一部を助成します。

ロ 施設等設置整備

要件を具備する職業訓練法人が、認定訓練の実施に必要な施設又は設備の設置整備を行う場合、経費の一部を助成します。

ハ 受講援助

中小建設事業主が、雇用する建設労働者に建設広域教育訓練（職業訓練推進）の対象となった職業訓練法人が実施する職業訓練を受講させた場合、経費(旅費)の一部を助成します。建設事業主が負担した旅費の1/2に相当する額を助成します。

(5) 建設業人材育成支援

中小建設事業主の団体又はその連合団体が、建設業に必要な人材を育成していくことを目的として、建設業を支える人材の育成・確保に関する目標を設定し、その目標達成のために必要な事業を実施した場合、その費用の2/3に相当する額を助成します。（実施する事業、助成額には制限があります。）

2 建設雇用改善推進助成金

中小建設事業主が雇用管理面での課題を分析し、下記の事業に係る課題に対応するための年間を通じた計画を策定し、当該計画に従って取組を実施した場合、助成金を支給します。

事業区分	助成率・助成限度額
(1) 雇用管理責任者の選任・配置等 (取組例) ○雇用管理改善研修の実施 ○職長研修の実施 ○(独)雇用・能力開発機構の雇用管理研修への参加 など ※この事業は原則実施	(1) について、 ・研修実施経費 1日当たり10万円 (6日分を限度) ・研修受講援助 受講者1人当たり 1日7,000円(注) (6日分を限度)
(2) 建設労働者の募集・採用を円滑に行うための新たな取組 (取組例) ○若年者の入職促進に関する取組 ○建設現場見学会の開催 ○募集・採用に関する検討会の開催 など	各事業の実施経費の合計額の1/2相当額 (6)の実施経費が100万円を超えるときは、 100万円までを対象経費とする。 ※助成限度額は、(1)～(6)の合計で、200万円

事業区分	助成率・助成限度額
(3) 高齢労働者・女性労働者の活躍を推進する取組 (取組例) <input type="checkbox"/> 永年勤続表彰制度の実施 <input type="checkbox"/> 女性労働者の入職・活用促進事業の実施 <input type="checkbox"/> 再雇用制度導入のための取組 など	
(4) 建設労働者への魅力ある職場づくりのための取組 (取組例) <input type="checkbox"/> 工事現場の作業員用施設の設置(賃貸借に限る) <input type="checkbox"/> 労働安全管理の整備事業の実施 <input type="checkbox"/> 労働時間短縮のための取組 など	各事業の実施経費の合計額の 1/2 相当額 (6) の実施経費が 100 万円を超えるときは、 100 万円までを対象経費とする。
(5) 期間雇用労働者の雇用改善 (取組例) <input type="checkbox"/> 通年雇用のための取組 <input type="checkbox"/> 期間雇用労働者の健康診断事業 など	※助成限度額は、(1)～(6)の合計で、200 万円
(6) 建設労働者の雇用管理改善のための社会保険労務士 等専門家のコンサルティングの利用 (取組例) <input type="checkbox"/> 上記の雇用改善の取組に必要な相談 <input type="checkbox"/> 事業所における雇用改善実施計画の作成に関する相談 など	

問い合わせ先

独立行政法人雇用・能力開発機構沖縄センター那覇事務所
 TEL 098-862-3214 FAX 098-861-3380

高年齢者雇用確保充実奨励金

目 的

傘下企業における65歳定年企業等、「70歳まで働ける企業」への取り組み（高年齢者雇用確保措置の導入を含む。）を支援するための事業を実施した事業主団体に対し、当該事業に要した費用及び事業の成果に応じて、最大500万円までの額が支給されます。

※この制度は平成22年4月1日以降に高年齢者雇用確保充実奨励金事業計画書を提出し、認可を受けた事業主団体に適用されます。

受給できる団体

事業主団体（事業共同組合、商工会議所、商工会等）が、傘下企業（雇用保険適用事業主）20社以上を対象として、希望者全員が65歳まで働ける制度の導入、70歳まで働ける制度の導入等の高年齢者雇用確保措置の充実（雇用確保措置の導入を含む。）その他高年齢者の雇用環境の整備の促進を目的として以下の事業を1年間実施したこと。

- ① 高年齢者雇用確保措置の実施状況及び高年齢者の雇用状況、高年齢者の雇用を推進する上で課題となる事項等に係る実態調査
- ② 対象事業主に対する、雇用確保措置の導入、上限年齢の引き上げ、対象者の拡大等の確保措置の充実その他高年齢者の雇用環境の整備の促進に係る好事例集等の作成等による周知・啓発・情報提供
- ③ 対象事業主を招集し、社会保険労務士等の専門家、先進的な取り組みを行う事業主等を講師とする説明会の開催
- ④ 社会保険労務士等の専門家を活用し、相談・助言・援助を必要とする対象事業主に対し、個別訪問の実施、個別相談会の開催等による相談・助言・援助
- ⑤ その他、事業主団体の創意工夫により行う事業

支給額

次の①及び②の合計額を支給します（上限 500 万円）。

① 基本支給額

事業実施のために負担した費用を、前期及び後期に分けて支給します。事業の対象企業数により下表の額を上限とします。なお、前期及び後期に分けて支給します。

対象事業主の数	総支給上限額(万円)	前期支給上限額(万円)
20～100	100	50
101～200	200	100
201～	300	150

② 上乗せ支給額

当該事業において個別支援対象となった企業のうち、事業の成果として上限 200 万円を支給します。

- 1.新たに「希望者全員が 65 歳まで働ける措置」をした企業の数に 2 万円を乗じた額。
- 2.新たに「70 歳まで働ける企業」となった企業の数の合計に 2 万円を乗じた額。

問い合わせ先

独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構

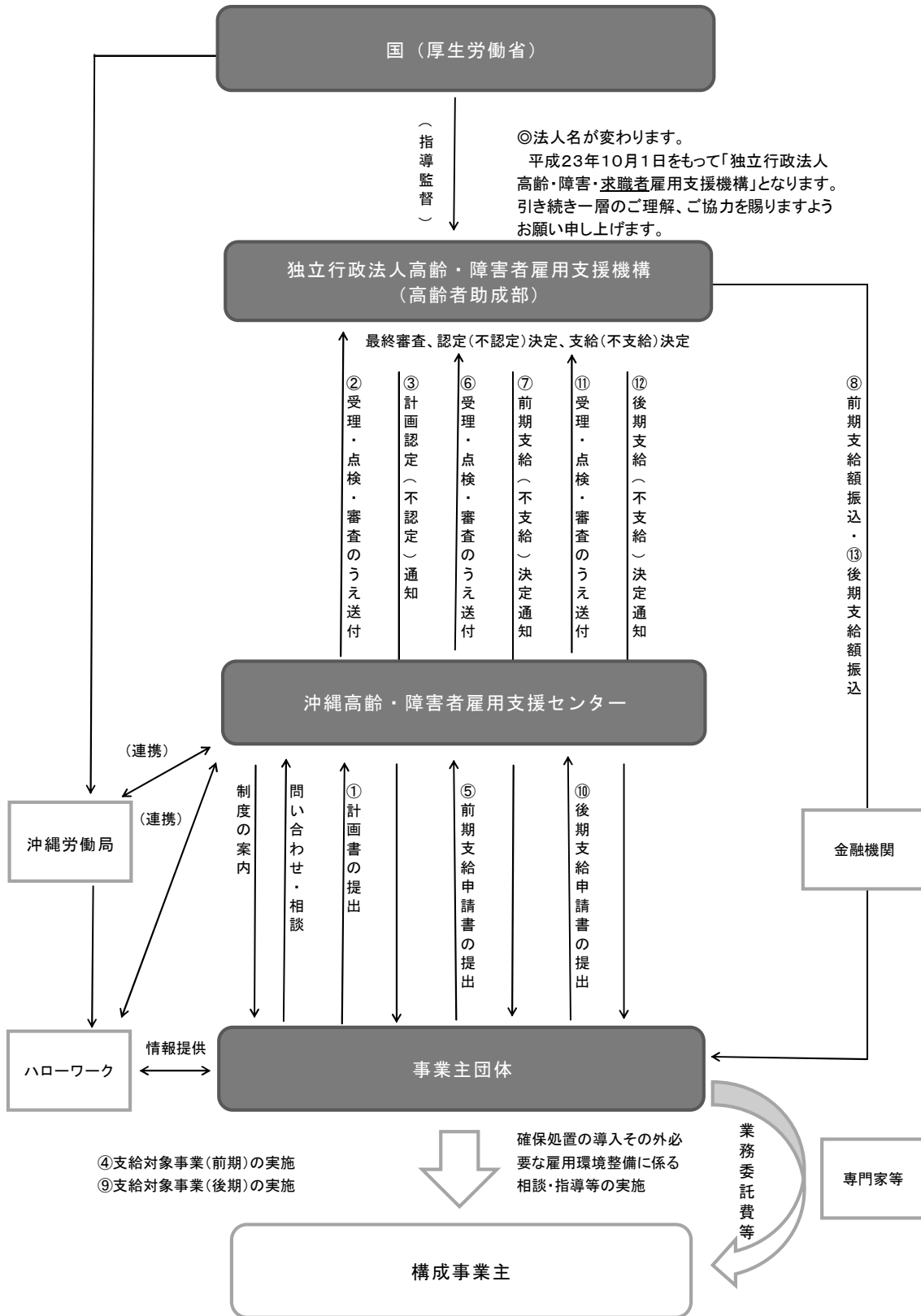
沖縄高齢・障害者雇用支援センター

TEL : 098-851-9023

※法人名が変わります。

平成 23 年 10 月 1 日をもって「独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構」となります。引き続き一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

高齢者雇用確保充実奨励金に係るフローチャート

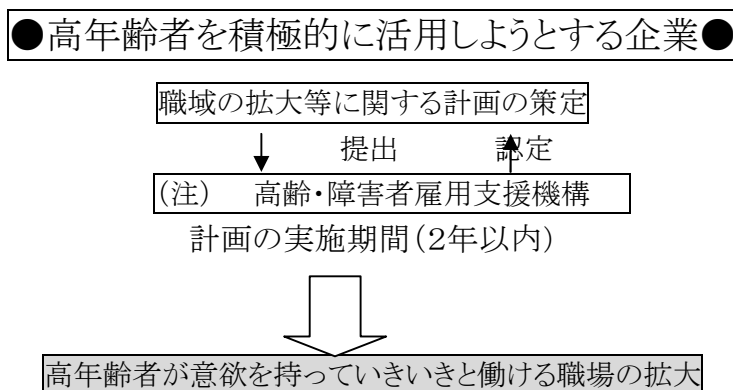


高年齢者職域拡大等助成金

目的及び対象者

高年齢者の意欲と能力を活かすため、希望者全員が65歳以上まで働くことができる制度の導入または70歳以上まで働くことができる制度の導入にあわせて、高年齢者の職域の拡大や高年齢者の雇用管理制度の構築に取り組み、高年齢者がいきいきと働ける職場の整備を行う事業主に対し、当該取組に係る経費の3分の1に相当する額を、500万円を限度として支給します。

フロー図等



定年の引上げ等の措置

計画の実施期間内に次のいずれかを実施。

- ① 新たに希望者全員が65歳まで働ける制度(65歳以上の定年、定年の定め廃止又は希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度)を導入すること。
- ② 新たに70歳まで働ける制度(70歳以上の定年、定年の定め廃止又は希望者全員若しくは労使協定に基づく基準該当者を対象とする70歳以上までの継続雇用制度)を導入すること。

職域の拡大等の措置

計画期間中に定年の引上げ等に伴い必要となる次の措置を実施。

① 高年齢者の職域の拡大

高年齢者が働きやすい事業分野への進出、既存の職務内容のうち高年齢者の就労に向く作業の切り出し、高年齢者が就労可能となるような作業設備・作業環境・作業方法の改善等。

② 高年齢者の雇用管理制度の構築

高年齢者に係る賃金制度・能力評価制度等の構築、短時間勤務制度・在宅勤務制度の導入、専門職制度の導入、研修等能力開発プログラムの開発等。

③ その他

高年齢従業員の健康維持に係る取組等①、②に準じる取組み。

支給額

職域の拡大等の措置に要した費用の3分の1[ただし、当該事業主に1年以上雇用される55歳以上の雇用保険被保険者1名につき10万円(定年の引上げ等の措置が①及び②のいずれにも該当する場合は20万円)、合計で500万円を上限とする。]

※職域拡大等の措置のうち①の措置に必要な経費に対する助成額については、当該職域又は職場で新たに就業する高年齢者の数に応じて別途上限額を設けます。

※職域拡大等の措置のうち②及び③の措置に必要な経費に対する助成額については、当該雇用管理制度等の対象となる高年齢者の数等に応じて別途上限額を設けます。

問い合わせ先

独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構

沖縄高齢・障害者雇用支援センター

TEL : 098-851-9023

※法人名が変わります。

平成23年10月1日をもって「独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構」となります。引き続き一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

雇用創出促進資金

目的

事業拡大や多角化の計画があり、それに伴い常用雇用者を1名以上雇い入れる中小企業者、協同組合等へ資金を融資します。

対象者

保証協会の保証対象業種に属し、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、事業拡大や多角化計画に基づき、新たに常時使用する従業員を1名以上雇い入れようとするもの

支援内容

融 資 限 度 額:1 企業、1 組合当たり 8,000 万円以内
(うち運転資金 3,000 万円以内、設備資金 5,000 万円以内)

融 資 利 率:年 2.35%(平成 23 年 4 月 1 日現在の利率です。)

融 資 期 間:運転資金 7 年以内(据置期間 1 年以内)
設備資金 10 年以内(据置期間 1 年以内)

保 証 料:0.45～1.45%(保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書その他の経営に関する情報に基づき保証協会にて決定)

活用のポイント

- ・原則として、保証協会の保証付けが必要になります。
- ・必要に応じて、物的担保及び連帯保証人を徴求します。
- ・ただし、法人は代表者を保証人とします。

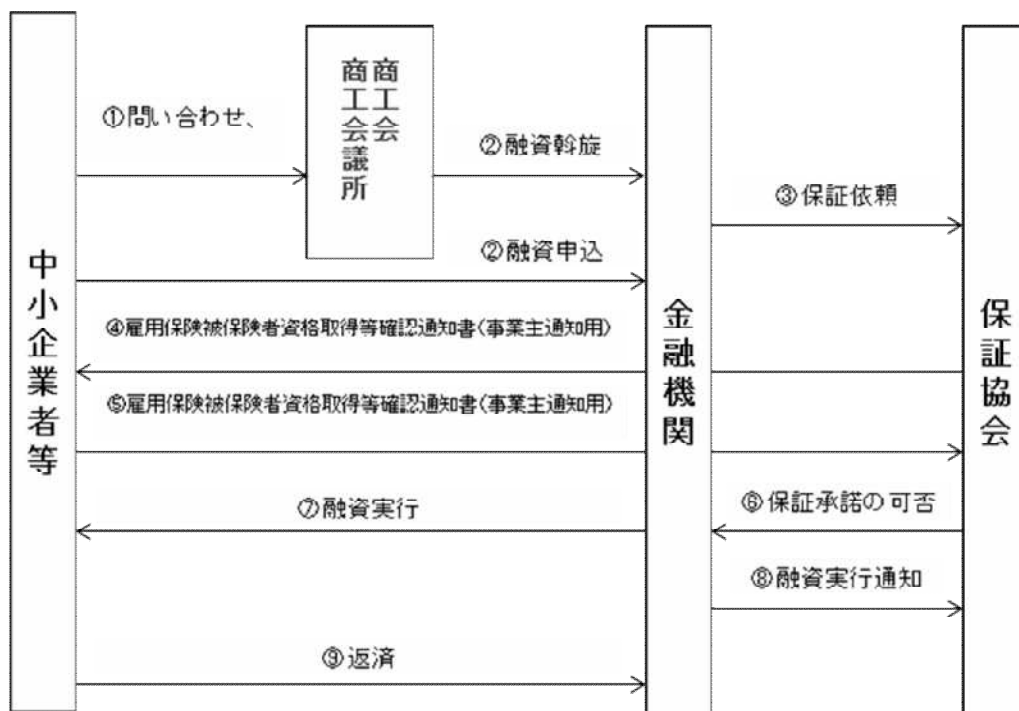
申請時期

随時受付

申請先

商工会、商工会議所

フロー図等



問い合わせ先

沖縄県商工労働部経営金融課 TEL 098-866-2343 FAX 098-861-4661

雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金)

概 要

雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金を含む。)は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手当相当額等の一部(中小企業で原則 8 割)を助成する制度です。

本助成金は、東日本大震災に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合についても利用することができます。また、この場合、雇用の維持に取り組む事業主の皆様をより迅速に支援できるよう、支給要件の緩和も行なっております。

※ 東日本大震災を直接的な理由(避難勧告・避難指示など法令上の制限を理由とするもの等)とした事業活動の縮小については「経済上の理由に該当しないため、本助成金の対象にはなりません。

主な受給の要件

- (1)雇用保険の適用事業主であること。
- (2)次のいずれかの生産量要件を満たす事業主
 - I (大企業)最近3ヵ月の生産量又は売上高が、直前又は前年同月比5%以上減。
(中小企業)最近3ヵ月の生産量又は売上高が直前3ヵ月又は前年同期比5%以上減、若しくは5%未満の場合でも前期決算等が赤字。
 - II 円高の影響により生産量、売上高などの回復が遅れている事業主であり、生産量等の最近3か月の月平均値が3年前同時期に比べ15%以上減少していることに加え、直近の決算等の経常損益が赤字であること(ただし、対象期間の初日が平成22年12月14日から平成23年12月13日までの間にあるものに限ります。
- (3)休業等を実施する場合は、従業員の全一日の休業または事業所全員一斉の短時間休業を行うこと。(平成21年2月6日から当面の期間にあつては、当該事業所における対象被保険者等毎に1時間以上行われる休業(特例短時間休業)についても助成の対象となります。)
- (4)出向を実施する場合は、3か月以上1年以内の出向を行うこと。

※その他要件がございます。詳しくは沖縄助成金センターまでお問い合わせ下さい。

支援内容

一定の条件に該当する休業、教育訓練又は、出向を行い、休業手当若しくは賃金を支払い、又は出向元事業主が出向労働者の賃金の一部を負担した場合に支給。

○休業

休業手当相当額の $2/3$ ($4/5$) ※1 上限有り ※2 ※3
支給限度日数：3年間で300日

○教育訓練

休業手当相当額の $2/3$ ($4/5$) ※1 上限有り ※2 ※3
上記金額に事業所内訓練の場合1人1日2,000円を加算
事業所外訓練の場合1人1日4,000円を加算

○出向

出向元で負担した賃金の $2/3$ ($4/5$) ※1 上限有り ※2 ※3

※1 ()内は中小企業主に対する助成率です。

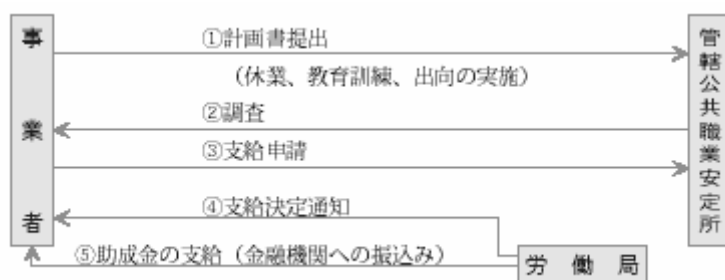
※2 従業員の解雇等を行わない事業主に対しては助成率を上乘せ、大企業($2/3 \rightarrow 3/4$)、
中小企業($4/5 \rightarrow 9/10$)しています。

※3 障害のある人の休業等に対しても助成率を上乘せ、大企業($2/3 \rightarrow 3/4$)、
中小企業($4/5 \rightarrow 9/10$)しています。

申請時期

休業、教育訓練を開始する日の前日まで
出向を開始する日の2週間前まで

フロー図等



問い合わせ先

沖縄労働局職業安定部職業対策課沖縄助成金センター TEL 098-868-1606

名護公共職業安定所 TEL 0980-52-2810

宮古公共職業安定所 TEL 0980-72-3329

八重山公共職業安定所 TEL 0980-82-2327

最低賃金総合相談支援センター

(中小企業相談支援事業)

目 的

最低賃金引き上げに向けた経営改善等に意欲のある中小企業者に対し、本会内に設置した『最低賃金総合相談支援センター』相談窓口において、費用負担なしに、経営改善及び労務条件管理の相談を受けることができ、必要に応じて専門家を派遣します。

対 象 者

最低賃金引き上げに向けた経営・労務条件改善等に意欲のある中小企業者

支援内容

- ①相談窓口による相談
- ②社会保険労務士等の専門家派遣

活用のポイント

経営改善や労働条件管理の見直し、各種労働関連助成金等の申請に関することなどについて、社会保険労務士等の専門家からのアドバイスを費用負担なしで受けることができます。

フロー図等

相談窓口へ来所又は電話 → 相談窓口担当者との面談 → 専門家派遣

※なお、専門家派遣については、相談内容を考慮し、必要に応じて実施します。

問い合わせ先

沖縄県中小企業団体中央会 総務情報課

E-MAIL : joho@ocnet.or.jp

TEL 098-859-6120 FAX 098-859-6121

試行雇用奨励金(トライアル雇用事業)

目的

公共職業安定所(ハローワーク)が紹介する※対象者を短期間(原則3ヶ月間)、試行的に雇用することにより、企業および労働者相互に理解を深めていただき、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを目的とする。

※対象者

要支援者……中高年齢者(原則として45歳以上の雇用保険受給資格者)、40歳未満の若年者、母子家庭の母等
就職困難者……障害者、日雇労働者・ホームレス・住居喪失不安定就労者

対象者

次のいずれにも該当する事業主

- (1) 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- (2) 過去3年間、当該対象者を雇用したことがないこと。
- (3) トライアル雇用を開始した日の前日から起算して6ヶ月前の日からトライアル雇用終了までの間、被保険者を事業主都合により離職させたことがないこと。
- (4) 出勤簿、労働者名簿等の関係書類が整備されていること。
 - ・企業において、トライアル雇用中对象者の実務能力の向上を図るための施策を講じていただき、その後の本採用に結びつけていただくものです。(できる限り常用雇用に移行するよう努力していただきます。ただし、やむを得ない事情で常用雇用に移行しない場合は除きます。)

※ 他にも要件がありますので詳しくは最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

活用のポイント

●企業は、トライアル雇用中对象労働者の適正や業務遂行可能性などを実際に見極めた上で、本採用するかどうか決めることができます。また、企業は、このトライアル雇用に対して一定の奨励金の支給を受けることができ、雇い入れに係る一定の負担軽減が図られます。

支援内容

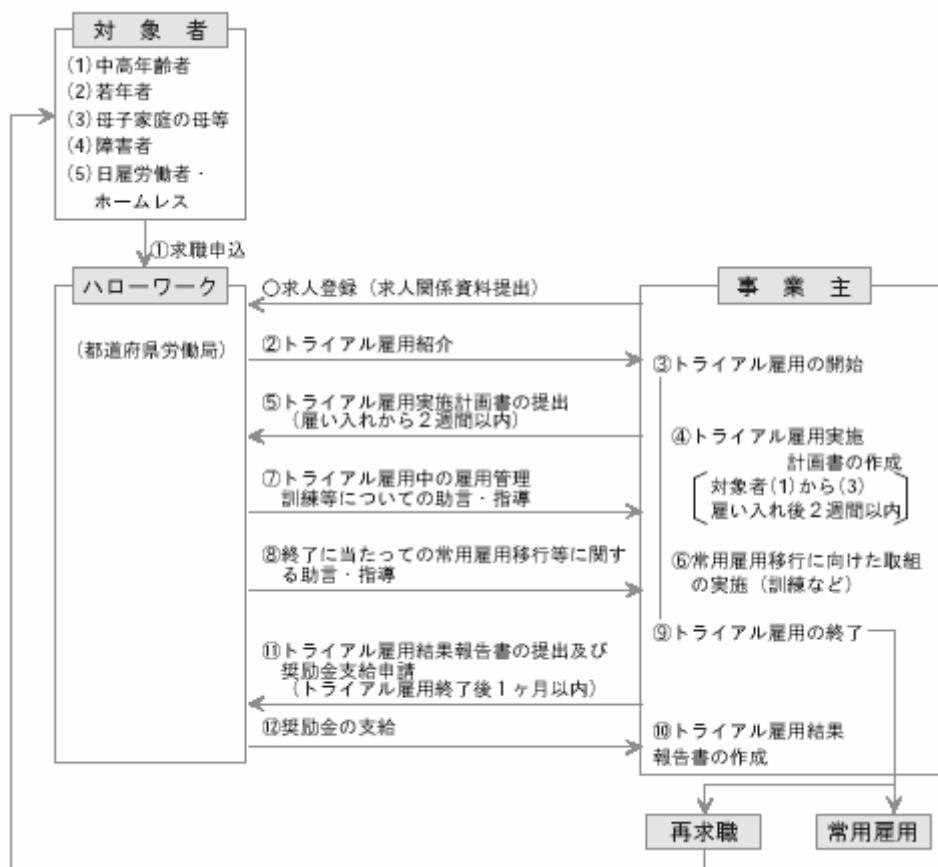
対象労働者1人につき、1ヶ月あたり4万円が最大3ヶ月間支給されます。

ただし、トライアル雇用の支給対象期間の途中で離職または常用雇用への移行、トライアル雇用労働者本人の都合による休暇(有給休暇を除く)等で勤務していない月は、出勤率に応じて支給額(月額)が4段階に区分されています。

○ 利用する場合の手続き

- ① ハローワークにトライアル雇用と指定し求人申し込みを行い、ハローワークから要支援者の紹介を受けた場合にのみ「トライアル雇用実施計画書」を提出していただきます。→計画書の提出にあたっては、対象労働者と十分に話しあっていただき、対象労働者の同意を得た上で、雇入れの日から2週間以内にハローワークに提出して下さい。
- ② トライアル雇用が終了した場合又は、トライアル雇用期間中に常用雇用に移行した場合にはトライアル雇用終了後1ヶ月以内に「トライアル雇用結果報告書兼試行雇用奨励金支給申請書」に当該労働者の出勤簿、賃金台帳等の写し並びに①の計画書の写しを添えてハローワークに提出して下さい。

フロー図等



問い合わせ先

- | | |
|------------|------------------|
| 那覇公共職業安定所 | TEL 098-866-8609 |
| 沖縄公共職業安定所 | TEL 098-939-3200 |
| 名護公共職業安定所 | TEL 09805-2-2810 |
| 宮古公共職業安定所 | TEL 09807-2-3329 |
| 八重山公共職業安定所 | TEL 09808-2-2327 |

従業員研修促進支援事業

目 的

雇用の場の創出、新規雇用者の定着促進及び企業誘致促進のために、沖縄県に新規に立地する企業又は業務拡大に伴い従業員を増やす企業が、雇用の場の創出を伴い、従業員に専門的で高度な技能や技術の習得をさせるため県外の先進企業等に派遣し研修を行う場合に、その費用の一部を助成します。

対 象 者

新規雇用を伴い、従業員に1か月以上の県外研修を行う事業主（※）

※対象業種

- 観光・リゾート産業 ○情報通信関連産業 ○国際物流関連産業
- 特別自由貿易地域制度等を活用した加工交易型産業

支援内容

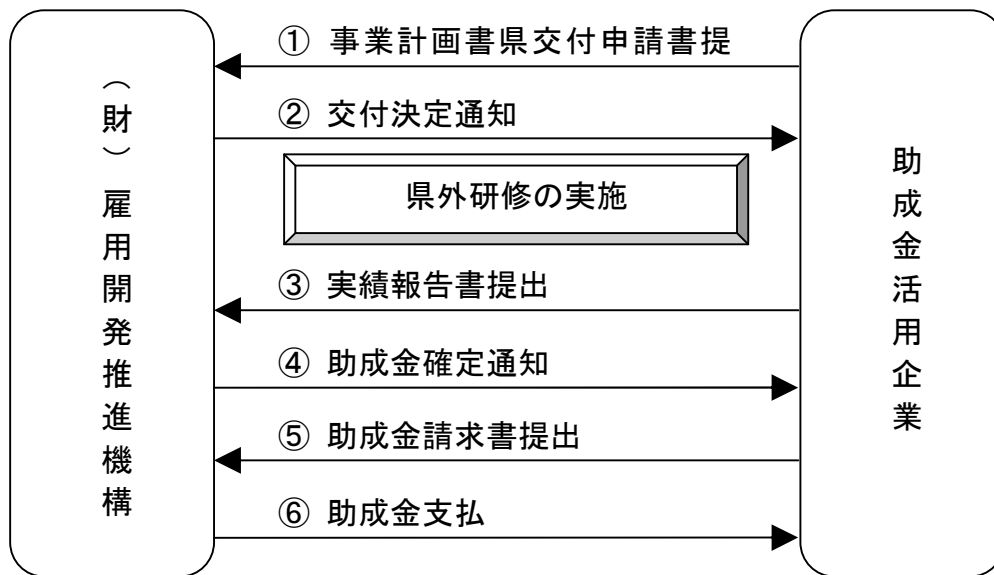
県外研修に要する交通費及び宿泊費の実費の1/2又は以下の助成限度額のいずれか低い方の額を助成。

- 1か月以上2か月未満：10万円 ○ 2か月以上3か月未満：16万円
- 3か月以上4か月未満：22万円 ○ 4か月以上5か月未満：28万円
- 5か月以上6か月未満：34万円 ○ 6か月以上：40万円

活用のポイント

- 原則として県外研修の派遣10日前までに派遣研修事業計画書兼交付申請書を提出する必要があります。
- 助成条件である新規雇用者については、派遣研修事業の承認が予定されている年度の前年度の1月1日から研修予定年度の12月31日までに雇用した者が対象です。
- 助成対象となる研修期間は2月29日までになります。
- 助成金の請求は、原則として県外研修終了後30日以内に行う必要があります。

フロー図等



問い合わせ先

(財)雇用開発推進機構

TEL : 098-859-6140 FAX : 098-857-9434

<http://www.empact.or.jp/>

重度障害者等多数雇用施設設置等助成金

目的

障害者に配慮した事業施設・設備を設置し、重度障害者などを多数雇用した上で、地域の障害者雇用 に特に貢献すると認められる事業主に対し、助成金を支給します。

支援内容

下記(1)(2)を満たす事業主に対して、対象障害者のための事業施設・設備を設置するのに要した費用の一部を助成します。

(1) 重度身体障害者・知的障害者(重度でない知的障害者である短時間労働者を除く)

精神障害者(以下、対象障害者)について、以下の全てを満たすこと

- ① 常用労働者として、新規に 10 人以上雇用
- ② 継続して雇用している対象障害者と①との合計が 15 人以上
- ③ ②の対象障害者の全常用労働者に占める割合が 2/10 以上

(2) 地域の障害者雇用 に特に貢献すると認められる事業主であること

対象障害者数	助成率	限度額
15人以上(うち新規雇用10人以上)	2/3(※1)	1億円(※2)

※1 第3セクター企業等の事業主である場合は3/4

※2 第3セクター企業、特例子会社等の事業主は、支給対象障害者数の人数に応じて次の①②の限度額を適用。

- ① 支給対象障害者数 20 人以上(うち新規雇用 15 人以上):1億5千万円
- ② 支給対象障害者数 25 人以上(うち新規雇用 20 人以上):2億円

受給資格認定申請の手続き

支給を受けるためには、毎年度4月から6月まで(※)の間に、事業計画書等の必要な書類を添えて受給資格認定申請書を対象労働者を雇い入れようとする事業所の所在地を管轄する労働局又はハローワークに提出し、管轄する労働局長の認定を受ける必要があります。

※平成23年度は7月15日(金)までとします。

支給申請の手続き

受給資格認定を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、支給対象障害者の雇い入れと事業施設の設置等を完了する必要があります。その完了日の翌日から起算して1か月以内に、支給申請書を必要な書類を添えて事業所の所在地を管轄する労働局またハローワークに提出してください。

利用に当たっての注意点

- 受給資格認定前に施設設置等に着手した場合は、助成金は支給されません。
- 労働局長が受給資格の認定を行う前に、厚生労働本省に設置する受給資格認定審査委員会に協議することとなり、当該委員会から資料の提出等を求められることがあります。
- 事業主の親会社等、関連性の高い事業所に在籍しており、解雇等、事業主の都合により離職した者を対象労働者として雇い入れる場合、助成金が支給されないことがあります。
- 新規雇入れに係る支給対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書を受理した日の前日までの間に、①被保険者を事業主都合により解雇している場合。②同期間において雇入れ日における被保険者数の6%を超える被保険者を特定受給資格者となる離職理由により離職させている場合(離職させた被保険者数が3人以下の場合を除く)支給対象となりません。

問い合わせ先

沖縄労働局職業対策課 TEL 098-868-1606

障害者雇用納付金制度に基づく助成金

助成金名		対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
1 障害者作業施設設置等助成金	第1種作業施設設置等助成金 (設置又は整備)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・中途障害者 	2/3	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者1人につき4.50万円 ・作業設備の場合 障害者1人につき150万円 (中途障害者の場合は一人につき450万円) (1事業所あたり一会計年度につき4,500万円) 	3年間
	第2種作業施設設置等助成金 (賃借による設置)	※上記の障害者である在宅勤務者		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者1人につき月13万円 ・作業設備の場合 障害者1人につき5万円 (中途障害者の場合は一人につき月13万円) 	
2 障害者福祉施設設置等助成金	事業主またはその事業主が加入している事業主団体	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・中途障害者 <p>※上記の障害者である在宅勤務者</p>	1/3	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者1人につき225万円 (1事業所または事業主の団体1団体あたり一会計年度につき2,250万円) 	
3 重度障害者介助等助成金	重度中途障害者等職場適応助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・中途障害者である重度身体障害者 ・中途障害者である4.5歳以上の身体障害者 ・中途障害者である精神障害者 <p>※上記の障害者である在宅勤務者</p>	/	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者1人あたり月3万円 (短時間労働者にあつては月2万円) 	3年間
	職場介助者の配置又は委嘱 ○事務的業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行者のために必要な職場介助者の配置または委嘱	<ul style="list-style-type: none"> 2級以上の視覚障害者 2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能障害を重複する者 3級以上の脳病変による上肢機能障害及び3級以上の脳病変による移動機能障害を重複する者 <p>※上記の障害者である在宅勤務者</p>	3/4	<ul style="list-style-type: none"> ・配置1人 月15万円 ・委嘱1人 1回1万円 (年150万円まで) 	10年間
	○事務的業務以外に従事する視覚障害者の業務遂行者のために必要な職場介助者の配置または委嘱			<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱1人 1回1万円 (年24万円まで) 	
職場介助者の配置又は委嘱の継続措置に係る助成金 ○事務的業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者		2/3	<ul style="list-style-type: none"> ・配置1人 月13万円 ・委嘱1人 1回9千円 (年135万円まで) 	5年間	

	助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
3 重度障害者 介助等 助成金	○事務的業務以外に 従事する視覚障害者			・委嘱1人 1回9千円 (年22万円まで)	5年間
	手話通訳担当者の委嘱	・3級の聴覚障害者 ・2級の聴覚障害者	3/4	・委嘱1人 1回6千円 年28万8千円まで (障害者9人までの場合)	10年間
	健康相談医師の委嘱	・4.級以上の内部障害者 ・3.級以上のせき髄損傷による肢体不自由者 ・てんかん性発作を伴う知的障害者 ・精神障害者 ・6.級以上の網膜色素変性症、糖尿病性網膜症、緑内障による視覚障害者	3/4	・委嘱1人 1回2万5千円 障害者の障害区分ごとに委嘱1人 (年30万円まで)	10年間
	職業コンサルタントの配置 または委嘱	・重度身体障害者 ・3級又は4.級の脳病変による上肢機能障害者 ・3級又は4.級の脳病変による移動機能障害者 ・知的障害者・精神障害者 ・上記の障害者である在宅勤務者 ・3級の下肢機能障害者である在宅勤務者 ・3級の体幹機能障害者である在宅勤務者 ・3級の内部障害者である在宅勤務者 上記の障害者5人以上のための配置または委嘱であることが必要	3/4	・配置1人 月15万円 ・委嘱1人 1回1万円 (年150回まで)	10年間
	在宅勤務コーディネーターの配置 または委嘱	・身体障害者である在宅勤務者 ・知的障害者である在宅勤務者 ・精神障害者である在宅勤務者	3/4	・配置 障害者1人あたり月5万円 (在宅勤務コーディネーター1人あたり 月25万円まで) ・委嘱 障害者1人あたり1回3千円 (在宅勤務コーディネーター1人あたり 年225万円円まで) 初回に限り10万円	10年間
4 職場適応 援助者 助成金	第1号職場適応援助者 助成金 ○法人格を有していること、又は寄付行為に於いて障害者の就労支援が規定されていること、第1号職場適応援助者養成研修を修了した者を雇用していること、障害者雇用に係る支援の実績があること、および地域障害者職業センターとの業務連携関係があること等の要件を満たす社会福祉法人等による援助の事業	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・発達障害者 ・その他、第1号職場適応援助者による援助を行うことが特に必要であると機構が認める障害者		・援助の事業を実施した日数1日につき14,200円(1日につき3時間に満たない場合は7,100円) ・雇用前支援において協力事業主に支払った費用相当額1日につき2500円 ・第1号職場適応援助者養成研修の受講に係る旅費相当額又は機構が別に定める限度額のいずれか低い額	援助期間 中1人あ たり1回 につき1 年8カ月 限度

助成金名		対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間	
助成金	4 職場適応援助者 第2号職場適応援助者助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・発達障害者 	3/4	<ul style="list-style-type: none"> ・配置1人 月15万円 	支援期間 1人あたり1回につき6カ月(累計12カ月限度)	
5 重度障害者 通勤対策助成金	住宅の新築等 (事業主団体を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・重度身体障害者 ・3級の体幹機能障害者 ・3級の視覚障害者 ・3級又は4級の下肢機能障害者 ・3級又は4級の脳病変による移動機能障害者 ・5級の下肢機能障害者、体幹機能障害、脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者 ・知的障害者 ・精神障害者 	3/4	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯用1戸につき1,200万円 ・単身者用1人につき500万円 (1事業所につき500万円が限度) 	10年間	
	住宅の賃借			<ul style="list-style-type: none"> ・世帯用 月10万円 ・単身者用 月6万円 		
	指導員の配置 (事業主団体を含む。)			<ul style="list-style-type: none"> ・配置1人 月15万円 		
	住宅手当の支払			<ul style="list-style-type: none"> ・障害者1人 月6万円 		
	通勤用バスの購入 (事業主団体を含む。)			<ul style="list-style-type: none"> ・バス1台 700万円 		
	通勤用バスの運転に従事する者の委嘱 (事業主団体を含む。)			<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱1人 1回6千円 		10年間
	通勤援助者の委嘱			<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱1人 1回2千円 ・交通費 1認定3万円 		1月間
	通勤のための駐車場の賃借			<ul style="list-style-type: none"> ・障害者1人 月5万円 		10年間
通勤用自動車の購入	<ul style="list-style-type: none"> ・2級以上の上肢機能障害者 ・2級以上の脳病変による上肢機能障害者 ・3級以上の体幹機能障害者 ・3級以上の内部障害者 ・4級以上の下肢機能障害者 ・4級以上の脳病変による移動機能障害者 ・5級の下肢機能障害、体幹機能障害、脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・購入 1台150万円 (1級または2級以上の両上肢障害者1台250万円) 				

問い合わせ先

沖縄高齢・障害者雇用支援センター

TEL : 098-891-9023

情報産業核人材育成支援事業

(ITプロフェッショナル人材育成講座)

目的

沖縄県内のビジネスチャンスを広げ、沖縄県の自立型経済構築に資するため、プロジェクトマネージャ、ブリッジSE等の中核となる人材を集中的に育成していくことを目的としています。

対象者

県内のIT技術者

※核人材育成型講座と事業密着型講座については、沖縄IT人材育成協議会の会員であることが要件となります。

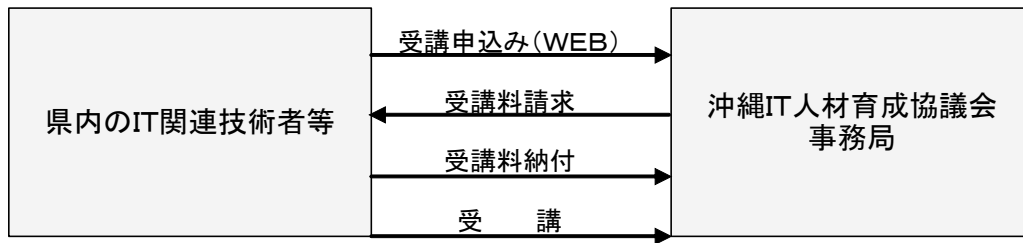
支援内容

プロジェクトマネージャやブリッジSE等の中核となる人材の育成講座や高度IT技術に関する講座を手頃な価格で受講することができます。

活用のポイント

- ・ リモート開発業務等を行う際に中核となるプロジェクトマネージャやブリッジSE等を実地で育成（県外OJT）する経費の一部を助成します。（核人材育成型講座）
- ・ リモート開発業務を行う際に必要となる技術講座（集合教育）の経費の一部を助成します。（事業密着型講座）
- ・ 核人材育成型講座や事業密着型講座を受講する前に、技術要素全般を習得するための講座を提供します。（核人材・事業密着型プレ講座）
- ・ 一般企業の方でもシステム管理者、情報化要員等高度な情報通信技術を職務上必要とする方に対しても有益な内容となっています。
- ・ 最新の講座状況は、URLにて確認可能です。また、申込みも同じURLにて受け付けております。
<http://itop.gr.jp/>

フロー図等



問い合わせ先

- ・沖縄IT人材育成協議会
TEL 098-859-2830
e-mail: manager@itop.gr.jp
- ・沖縄県商工労働部情報産業振興課
TEL 098-866-2503
e-mail: aa058100@pref.okinawa.lg.jp

職場支援従事者(職場支援パートナー)配置助成金

概 要

重度知的障害者又は精神障害者（以下、対象労働者といいます）の雇用を促進し職場定着を図るため、対象労働者をハローワーク等の職業紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れ、職場支援従事者（職場支援パートナー）の配置を行う事業主に対して助成します。事業主の方からは、雇い入れた労働者及び職場支援従事者の配置にかかる計画書をご提出いただきます。

※トライアル雇用や精神障害者ステップアップ雇用を終了し、常用雇用に移行した後に、利用いただくこともできます。ただし、支給要件がありますので、最寄りのハローワーク又は沖縄労働局職業対策課にご相談ください。

受給できる事業主

以下のすべてに該当する事業主です。

1. 雇用保険の適用事業主であること。
2. 重度知的障害者であって、都道府県知事又は指定都市市長が交付する療育手帳の交付を受けている者又は精神障害である求職者（雇入れられた日現在における満年齢が65歳未満の者に限る。）をハローワーク等の紹介により、雇用保険の一般被保険者として雇い入れる事業主であること。
3. 職場支援従事者について、継続して雇用する雇用保険被保険者として雇用しており、対象労働者の雇入れ日から3カ月以内に職場支援従事者の配置を行う事業主であること。
4. 対象労働者の雇入れ日の前後6か月間に被保険者を事業主都合により解雇していない場合であって、かつ同期間において雇入れ日における被保険者数の6%を超える被保険者を特定受給資格者となる離職理由により離職させていない（特定受給資格者となる離職理由の被保険者が3人以下の場合を除く。）こと。
5. 離職、雇入れ、賃金の支払い等の状況を明らかにする書類（雇入れ通知書、賃金台帳、出勤簿等）整備・保管し、速やかに提出する事業主であること。
6. 対象労働者及び職場支援従事者に対する賃金を支払日に支払っている事業主又は支払日を超えて本助成金の支給申請までに支払っている事業主であること。
7. 労働関係法令に違反していない事業主であること。

8. 前々年度より前の年度に係る労働保険料を納入している事業主であること。

上記に該当する事業主であっても、対象労働者が過去3年間に職場適応訓練を受けたことがある者であった場合、過去3年間に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合（トライアル雇用や精神障害者ステップアップ雇用を終了し、引き続き一般被保険者として雇い入れた場合を除く）等は、助成金の支給は行われないなど、他にも受給できない要件もあります。

※詳しくは、最寄りのハローワーク又は沖縄労働局職業対策課にご相談ください。

職場支援従事者(職場支援パートナー)とは

下記の1～4すべてを満たすこと

1. 対象労働者が行う業務について1年以上の実務経験がある者
2. 以下のいずれかの要件を満たす方で公共職業安定所長が認める者
 - ・ 特例子会社等での障害者の指導に関する経験が1年以上ある者
 - ・ 重度知的障害者又は精神障害者の雇用事業所での障害者の指導に関する経験が2年以上ある者
 - ・ 障害者の就労支援機関や医療機関などでの障害者の相談等に係る実務経験が1年以上ある者
 - ・ 障害者職業生活相談員、産業カウンセラー、職場適応援助者養成研修修了者、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士等の資格を有する者
3. 対象労働者に対する業務を通じた雇用管理のため、主に以下のような業務遂行上必要な援助及び指導を担当する者
 - ・ 作業方法・手順の手本を見せながらの反復した指導
 - ・ 作業の遂行に当たり、見守りつつ行う指導・援助
 - ・ 障害者の作業スケジュールの決定・管理等
4. 対象労働者の業務の遂行に関する必要な援助及び指導を行うことができる場所に配置されている者

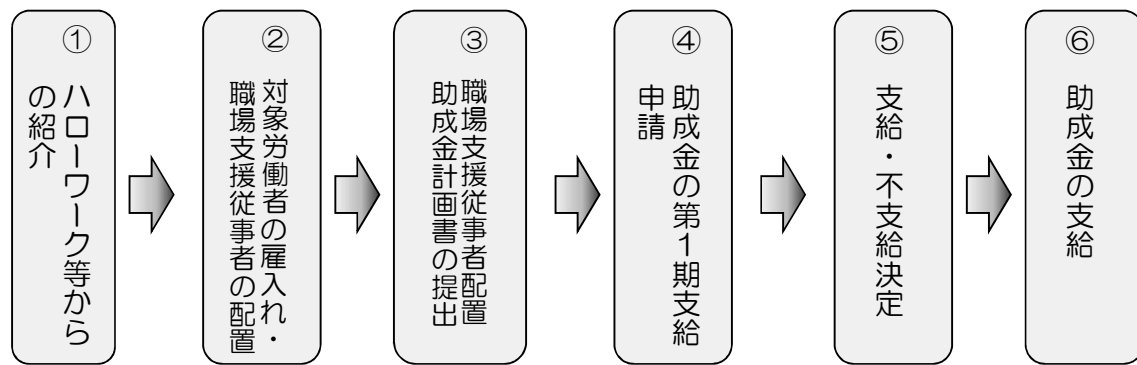
※詳しくは最寄りのハローワーク又は沖縄労働局職業対策課にご相談ください。

支援内容

支給期間は3年間で、支給対象期ごとに支給されます。(6か月ごとの支給対象期に分けて支給されます。)

対象労働者	中小企業事業主以外の事業主	中小企業事業主
短時間労働者以外の者	3万円	4万円
短時間労働者の場合	1万5千円	2万円

フロー図等



※ 第2期、第3期の支給申請は、④、⑤、⑥の流れになります。

問い合わせ先

管轄公共職業安定所

那覇公共職業安定所	TEL 098-866-8609	(内線 44)
沖縄公共職業安定所	TEL 098-939-3200	(内線 42)
名護公共職業安定所	TEL 0980-52-2810	
宮古公共職業安定所	TEL 0980-72-3329	
八重山公共職業安定所	TEL 0980-82-2327	
沖縄労働局職業対策課	TEL 098-868-1606	

職場適応訓練費

目 的

障害者などの一般的に就職が困難な者を作業環境に適応させることを目的に職業訓練を実施する場合に支給します。

対象事業者

次のいずれにも該当する事業主が対象となります。

1. 設備その他について職場適応訓練を行うための条件を満たしていること。
2. 指導員としての適当な従業員がいること。
3. 職場適応訓練が終了した後、当該訓練を受けた者を雇入れる(短時間労働者を除く)見込みがあること。
4. 原則として、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金等の社会保険に加入していること。
5. 労働基準法に規定する労働条件、及び労働安全衛生法に規定する安全と健康を確保するために必要な条件が整備されていること。

訓練の対象者

再就職を容易にするために職場適応訓練の受講が適当と認める者であり、公共職業安定所長が受講を指示した下記の者が対象となります。

1. 身体障害者、知的障害者、精神障害者
2. 県内在住の30歳未満の者で常用雇用を希望し、安定した職業についていない者
3. へき地又は離島居住者で学校卒業後1年を経過しており、かつ、安定した職業に就いていない者
4. 母子家庭の母等
5. 中高年齢失業者等求職手帳所持者
6. その他

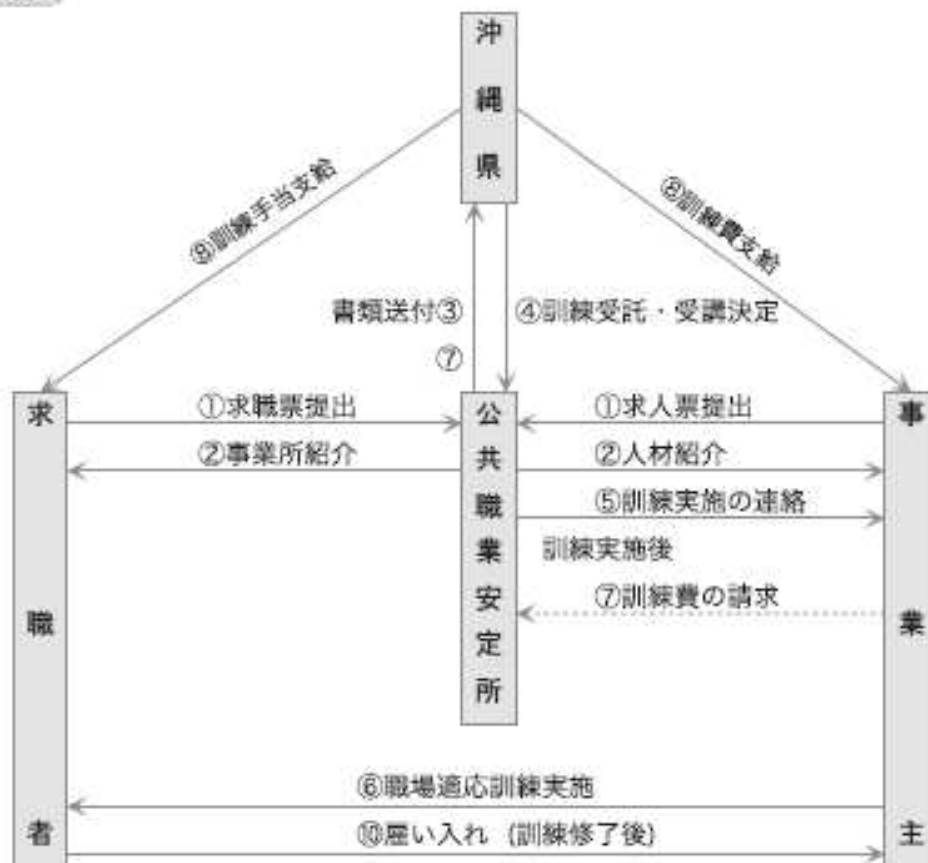
訓練期間

訓練期間は6か月以内(重度障害者など、特に公共職業安定所長が必要と認めた場合は1年以内)で決定されます。

支援内容

事業主には、職場適応訓練費として訓練生1人につき月額24,000円（重度障害者25,000円）を支給します。また、訓練対象者には訓練手当（月額106,000円程度）を支給します。

フロー図



問い合わせ先

管轄公共職業安定所

那覇公共職業安定所 TEL 098-866-8609

沖縄公共職業安定所 TEL 098-939-3200

名護公共職業安定所 TEL 0980-52-2810

宮古公共職業安定所 TEL 0980-72-3329

八重山公共職業安定所 TEL 0980-82-2327

沖縄県観光商工部雇用労政課 TEL 098-866-2366 FAX 098-866-2355

沖縄労働局職業安定部職業対策課 TEL 098-868-1606 FAX 098-868-1612

新規起業事業場就業環境整備事業

目 的

新規に起業するなどした事業場（以下「新規起業事業場」）を対象として、就業環境整備セミナーを開催するとともに、要望のあった新規起業事業場に指導員（社会保険労務士）を派遣して、指導・助言することにより、新規起業事業場が就業環境を自主的に改善するのを支援致します。

対 象 者

本事業の対象は、次のいずれかに該当する事業場とする。

- ①新規に設立された後、概ね5年以内の事業場
- ②分社化された後、概ね5年以内の事業場
- ③業種転換または異業種へ進出した後、概ね5年以内の事業場
- ④労働者を初めて採用した後、概ね5年以内の事業場

支援内容

1) 整備セミナーの対象と開催回数

新規起業事業場に参集を求め、沖縄県内1回以上の整備セミナー開催。

2) 個別事業場への指導・援助

新規起業事業場のうち、個別の指導・助言を希望した事業場に、社会保険労務士などの専門家(全基連委嘱の指導員)が事業場を訪問し、事業場の問題点や課題について現状を把握し、業態等に相応しい労働時間等の設定、労働時間の適正管理、長時間労働の抑制及び安全衛生の確保などの就業環境を整備するために必要な対応策等について無料でアドバイスいたします。

申込方法

所定の申請書に必要事項を記入し、(社)全国労働基準関係団体連合会沖縄県支部(以下「全基連沖縄県支部」という。)に、FAX申請してください。

※申請書については、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先

(社)全国労働基準関係団体連合会 沖縄県支部 ((社)沖縄県労働基準協会内)

TEL:098-868-2826 FAX:098-869-1714

人材投資促進税制

目的

従業員の教育訓練に積極的な企業について、教育訓練費の一定割合の額が減税されます。

対象者

青色申告を提出する個人事業者または資本金1億円以下の中小企業等

措置の内容

労務費（*）に占める教育訓練費の割合に応じて、下記の（1）～（3）のとおり教育訓練費の一定割合に相当する額を当期の法人税額（個人事業者は所得税額）から控除することができます。

- （1）教育訓練費が労務費の0.25%以上の場合

税額控除率は12%となります。

減税額＝教育訓練費×12%

- （2）教育訓練費が労務費の0.15%以上0.25%未満の場合

税額控除率は、労務費に占める教育訓練費の割合に応じて8%～12%となります。

減税額＝教育訓練費×{8%＋(教育訓練費÷労務費－0.15%)×40}

- （3）教育訓練費が労務費の0.15%未満の場合

税額控除を受けることはできません。

（*）労務費とは、使用人（役員を除く）に対する給与等、法定福利費、及び教育訓練費の合計額です。

○本制度の減税額は、法人税額（所得税額）の20%相当額から他の中小企業等基盤強化税制による減税額を差し引いた額を限度とします。

○本税制の対象となる教育訓練費は、従業員の職務に必要な技術又は知識を習得・向上させるために教育訓練を従業員に受けさせる場合に会社が支出する費用で、外部の研修に参加させるための費用や、外部講師への謝金、外部研修施設の賃借料、研修用の教科書購入費、研修委託費等が該当します。

○自社の従業員への給与・旅費・食費や福利厚生目的の支出は教育訓練費に該当しません。

○適用期間は、平成21年4月1日から平成23年3月31日までに開始する事業年度（個人事業者は平成23年分）です。

手続きの流れ

税務署に青色申告（確定申告等）する際に、申告書に必要書類を添付して下さい。

※なお、上記の内容は平成23年5月13日現在の法令等に基づいて作成しております。

問い合わせ先

中小企業庁 経営支援課 03-3501-1763（直通）

地域イメージ向上・確立支援事業

目的

地域ブランド化を促進するため、地域ブランド牽引人材の育成等を支援します。

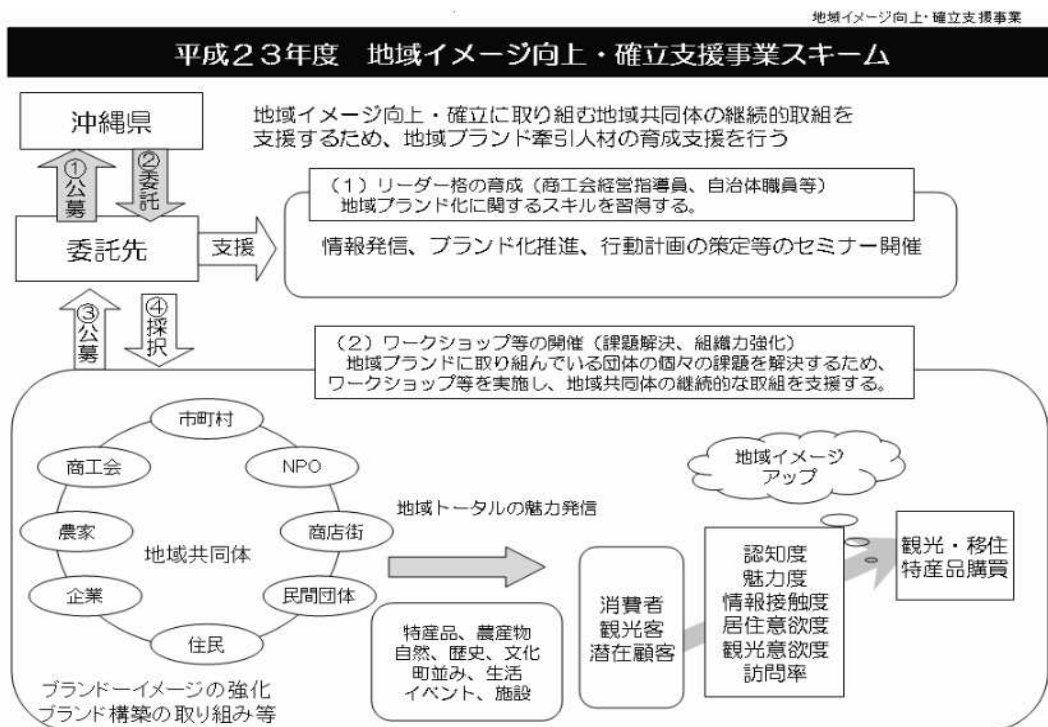
対象者

- (1) リーダー格の育成
商工会経営指導員、自治体職員等。
- (2) ワークショップ等の開催
地域ブランドに取り組んでいる自治体、NPO 法人、地域住民等の活動主体によって構成される地域共同体。

支援内容

- (1) リーダー格の育成
情報発信、ブランド化推進、行動計画の策定等のセミナーを開催します。
- (2) ワークショップ等の開催
地域ブランドに取り組んでいる地域共同体の個々の課題を解決するために、ワークショップ等を実施します。

フロー



活用のポイント

ワークショップ等の開催に係る地域共同体は公募により決定する予定です。

問い合わせ先

沖縄県商工労働部新産業振興課
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2
TEL098-866-2340 FAX098-866-2526

地域雇用開発助成金

目 的

雇用機会を増大させる必要がある地域等について、地域的な雇用の改善を図るために、当該地域に事業所を設置・整備し、それに伴い地域に居住する求職者を雇い入れる事業主に対して助成を行うものです。次の通りです。

1. 同意雇用開発促進地域に係る地域雇用開発助成金
地域求職者雇用奨励金
2. 沖縄県に係る地域雇用開発助成金
沖縄若年者雇用促進奨励金
3. 地域再生中小企業創業助成金

問い合わせ先

沖縄労働局職業安定部職業対策課沖縄助成金センター TEL 098-868-1606
名護公共職業安定所 TEL 0980-52-2810
宮古公共職業安定所 TEL 0980-72-3329
八重山公共職業安定所 TEL 0980-82-2327

地域雇用開発助成金(地域求職者雇用奨励金)

目的

雇用機会が特に不足している同意雇用開発促進地域における雇用構造の改善を図ります。

対象者

次の①～②の条件等を満たす事業主

- ① 「計画書」を提出した日から「完了届」を提出した日までの間(最大18ヵ月)に事業所の事業の用に供する施設又は設備の設置・整備(その費用が300万円以上)を行う事業主であること。
- ② ①に伴い、当該地域に居住する求職者等を継続して雇用する労働者(雇用保険の一般被保険者)を3人以上(創業事業主は2人以上)雇い入れた事業主であること。

※ 同意雇用開発促進地域の認定期間は平成22年3月31日までとなっているため、平成20年10月1日以降の計画受理分については、平成22年3月31日が完了日となり22年4月30日までに完了届を提出することになります。

支援内容

雇入れた人数と雇入れに係る費用の区分に応じて、設置、設備完了後一定の金額を、一年ごとに原則3回助成します。(自発雇用創造地域にも該当する場合で一定要件を満たせば5年間)

設置・整備に要した費用(万円)	対象労働者の人数(人)			
	3(※2)～4	5～9	10～19	20～
300～1,000	40	65	90	120
1,000～5,000	180	300	420	540
5,000～	300	500	700	900

※創業の場合は対象労働者2人以上

※ 非自発的離職者雇入れに対する追加助成措置について

当初、雇入れた対象労働者が、事業主都合による解雇等により、前職を離職していた場合、第2回目以降の支給時期に在職しているものの数(最大5人まで、補充者は含まれません。)に応じ、1人に付き50万円の追加助成をおこないます。

活用のポイント

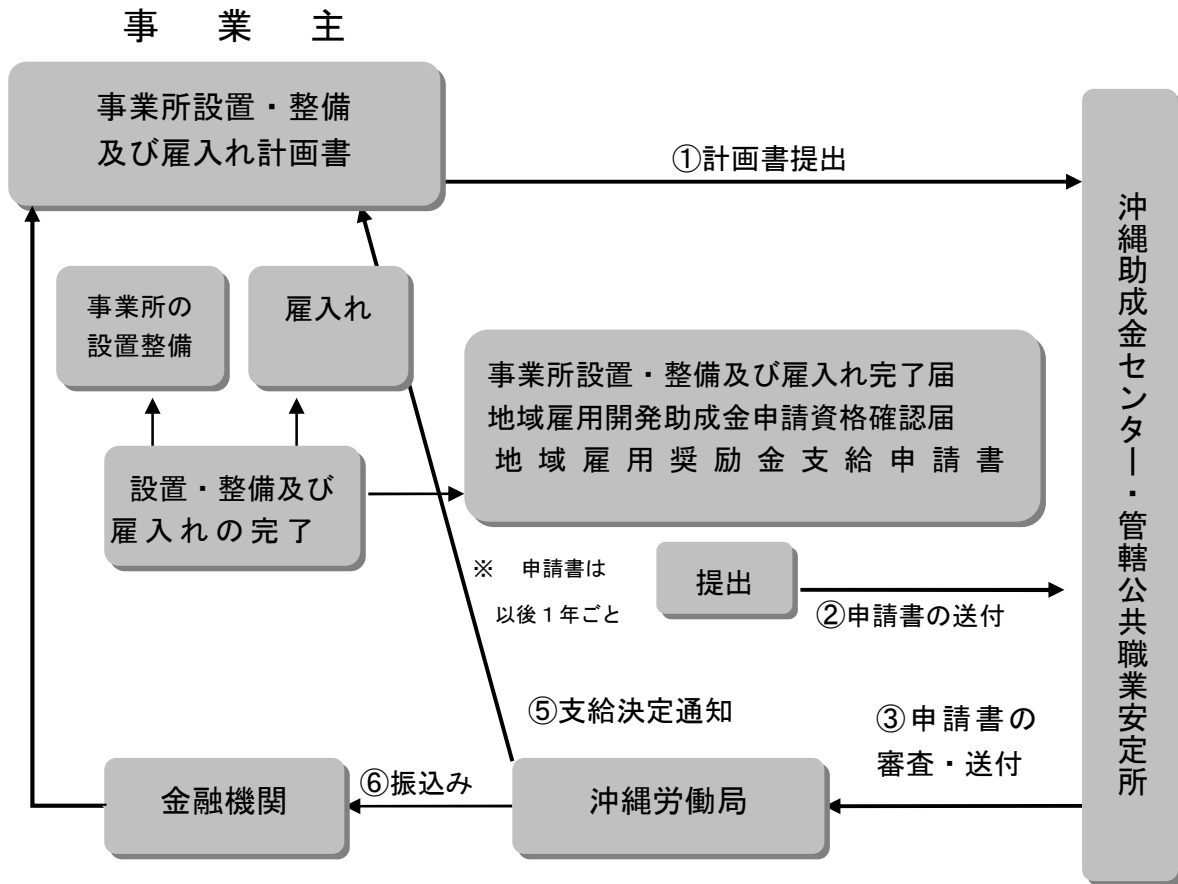
- 事業所の設置・整備に要する費用には、計画書提出後、1年分の賃借費用も対象になります。
- 助成の対象となる設備投資、雇入れは……
 - 計画書提出後1年半以内に行った設備投資、雇用が助成の対象になりますので長期の設備投資・雇用計画で申請することができます。
- 雇用保険適用事業所であれば、業種は問いません。(風俗営業法上の風俗営業、性風俗関連業等は除く。)

- 奨励金の支給を受けるためには……
 - まず、設備投資、雇入れの前に、計画書を設置・整備する事業所を管轄する沖縄助成金センター(那覇・沖縄地域管轄)その他は管轄公共職業安定所に提出しなければなりません。
- 国の補助金等(地方公共団体等を通じた間接補助金等を含む)の補助対象となっている事業所の設置・整備費、雇用は、対象になりません。
- 助成金は、事業所の設置・整備及び雇入れ完了の後に支給されます。(但し、事業所の設置・整備及び雇入れは、計画書提出から1年半以内に完了したもののみ対象です。)
- 解雇等による離職者が、従業員的一定割合以上となった場合は助成金が受けられません。

申請時期

随時受付

フロー図等



問い合わせ先

沖縄労働局職業安定部職業対策課沖縄助成金センター TEL 098-868-1606
 名護公共職業安定所 TEL 0980-52-2810
 宮古公共職業安定所 TEL 0980-72-3329
 八重山公共職業安定所 TEL 0980-82-2327

地域雇用開発助成金(地域再生中小企業創業助成金)

目的

雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域(沖縄県等)において、地域の重点分野(地域再生分野)※1で創業を行い、雇用保険の一般被保険者として労働者2人以上雇入れる事業主に対し、創業に係る経費及び労働者の雇入れについて一定額を助成します。

対象者

1. 中小企業者の要件(※2)を満たす事業主であること
2. 法人の設立又は個人事業の開業(以下「法人等の設立」という。)の日の6ヶ月を経過する日までに「地域再生事業計画書」を提出し、認定を受けた事業主であること。
3. 支給申請日において助成金の対象労働者を2人以上、現に雇用していること。
4. 認定を受けた計画に基づき、法人等の設立の日から1年を経過する日までに創業・雇入支援対象労働者(65歳未満の労働者で雇入れ当初より雇用保険の一般の被保険者)を雇用期間の定めのない労働者として6ヶ月以上雇用しており、1週間の所定労働時間が30時間以上であること。
5. 対象労働者を一般公募など通常の採用手続きを経て採用していること。
6. 新規事業(親・子・関連会社等が同一性のある事業を行っていないもの)であること。

などの条件を満たす事業主が対象となります。

※1 地域再生分野とは

沖縄県においては、下記の業種が対象となります。(日本標準産業分類番号及び業種)
食料品製造業(09)
洗濯・理容・美容・浴場業(78)
社会保険・社会福祉・介護事業(85)

※2 中小企業事業主とは

- 09 食料品製造業
・資本金3億円以下、常時雇用する労働者(※3)が300人を超えない企業
78 洗濯・理容・美容・浴場業 及び 85 社会保険・社会福祉・介護事業
・資本金5,000万円以下、又は常時雇用する労働者が100人を超えない企業

※3 「常時雇用する労働者」とは、2ヶ月を超えて使用される者で、かつ週当たりの所定労働時間が、当該企業の通常の従業員と概ね同等である者をいいます。

支援内容

1. 創業支援金

創業から6ヶ月以内に要しかつ支払を完了した対象経費(法人等の設立等に要した経費、職業能力開発経費、設備・運営経費)の合計額の1/2(対象とならない費用もあります)を支給します。ただし、創業・雇入支援対象労働者の人数により上限があります。

- ・雇い入れが**5人未満**の場合は**上限額300万円**
- ・雇い入れが**5人以上**の場合は**上限額500万円**

2. 雇入れ奨励金及び追加雇入れ奨励金

創業・雇入れ支援対象労働者1人につき60万円

申請時期

計画書の認定について

法人等の設立の日から6ヶ月を経過する日までに地域再生事業の計画書を提出します。なお、法人等の設立の日の前に提出する場合は、提出後3ヶ月以内に法人の設立を行う必要があります。

支給申請について

1. 創業支援金又は雇入れ奨励金

創業・雇入支援対象労働者が5人(5人に満たない時は2人目)に達した日から6ヶ月を経過した日以降で、支給申請に係る創業・雇入支援対象労働者の最後の雇入れから1ヶ月以内

2. 追加雇入れ奨励金

最初の申請後、法人等の設立の日から1年を経過する日までの間に新たに雇入奨励金対象労働者を雇入れたときは、雇入れの日から6ヶ月を経過する日の翌日から起算して1ヶ月を経過する日までに追加申請を行うことができます。

申請先

沖縄助成金センター（那覇・沖縄管轄地域）・管轄公共職業安定所

問い合わせ先

沖縄労働局職業安定部職業対策課 沖縄助成金センター TEL 098-868-1606
名護公共職業安定所 TEL 0980-52-2810
宮古公共職業安定所 TEL 0980-72-3329
八重山公共職業安定所 TEL 0980-82-2327

中小企業基盤人材確保助成金

目的

中小企業基盤人材確保助成金は、都道府県知事から改善計画の認定を受けた個別中小企業者が、人材需要が見込まれる成長分野等において、当該計画に基づく新分野進出等（創業・異業種進出）に伴い経営基盤の強化に資する労働者を新たに雇い入れた場合、この基盤人材の賃金相当額として一定額を助成します。

人材需要が見込まれる成長分野等

日本標準産業分類	
大分類A → 中分類02－林業	
大分類D － 建設業	このうち、環境や健康分野に関する建築物等を建築しているもの
大分類E － 製造業	このうち、環境や健康分野に関する製品を製造しているもの
	このうち、環境や健康分野に関する事業を行う事業所と受注契約締結等、取引関係があるもの
大分類F → 中分類33－電気業	
大分類G － 情報通信業	
大分類H － 運輸業・郵便業	
大分類L → 中分類71－学術・開発研究機関	このうち、環境や健康分野に関連する技術開発を行っているもの
大分類N → 中分類80 → 小分類804－スポーツ施設提供業	
大分類O → 中分類82 → 小分類824 → 細分類8246－スポーツ・健康教授業	
大分類P － 医療、福祉	
大分類R → 中分類88－廃棄物処理業	
その他(上記以外)	このうち、環境や健康分野に関連する事業を行っているもの

受給できる事業主

次のすべてに該当する事業主の方が受給できます。

- (1) 雇用保険の適用事業主であること。
- (2) 都道府県知事から「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」に基づき新分野進出等に係る改善計画（以下「改善計画」といいます。）の認定を受けた個別中小企業者（以下「認定中小企業者」といいます）であること。
- (3) 成長分野等に該当する事業を営む認定中小企業者であること。
- (4) 基盤人材を雇い入れる日までに、都道府県知事に改善計画を提出し、都道府県知事の認定を受けている事業主であること。
- (5) 雇入期間（認定計画期間であって、改善計画を都道府県知事に提出した日から起算して1年を経過した日までの期間）に基盤人材を雇い入れる事業主であること。
- (6) 改善計画認定申請書に記載された事業を開始した日から第1期初回の支給申請書の提出日までの間に、成長分野等における新分野進出等に伴う事業の用に供するための施設または設備等の設置・整備に要する費用を250万円以上負担する事業主であること。
- (7) 風俗営業法第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業のうち店舗型性風俗特殊営業から委託を受けて当該営業を行う事業主でないこと。
- (8) 成長分野等における新分野進出等に伴う新たな雇入れが適正に行われていることについて、その労働者の過半数を代表する者が確認している事業主であること。
- (9) 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳、総勘定元帳等の法定帳簿類等を備え付け、担当センターの要請により提出する事業主であること。
- (10) 都道府県センターによる審査のほか公共職業安定機関の調査等に協力的な事業主であること。

助成の対象となる基盤人材の要件

認定計画上に、申請事業主において経営基盤の強化に資する人材として記載された者であって、新分野進出等に係る新たな事業における業務に就く者であり、次のいずれにも該当するもの。

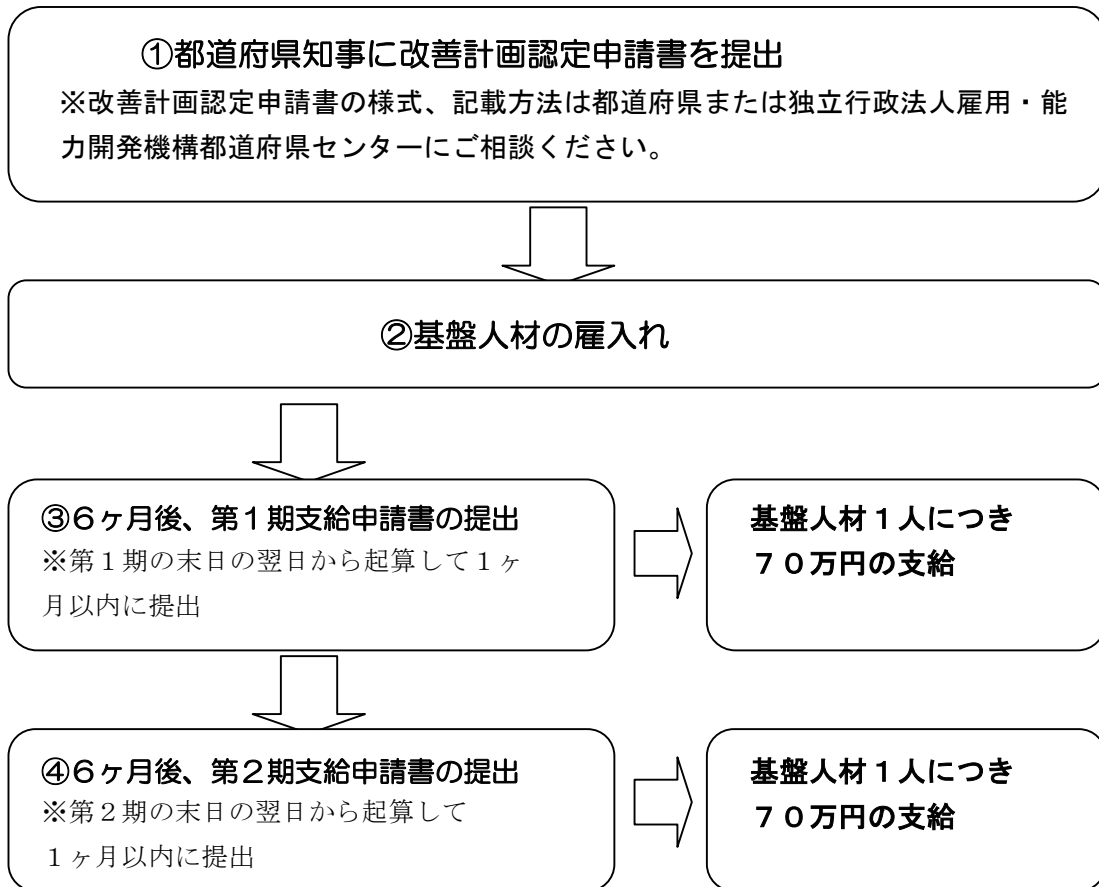
- 1 次のいずれかに該当するもの
 - (1) 事務的・技術的な業務の企画・立案、指導を行うことができる専門的な知識や技術を有する者
 - (2) 部下を指揮・監督する業務に従事する係長相当職以上の者
- 2 申請事業主において、年収350万円以上（臨時給与、特別給与等臨時に支払われた賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除きます。）の賃金で雇い入れられる者。

受給できる額

基盤人材の雇入れ・・・140万円／人

基盤人材については、1企業あたり5人までを限度とします。

申請から支給までの流れ



問い合わせ先

独立行政法人雇用・能力開発機構沖縄センター那覇事務所

TEL 098-862-3214 FAX 098-861-3380

中小企業雇用創出等能力開発助成金

目 的

中小企業雇用創出等能力開発助成金は、都道府県知事から改善計画の認定を受けた個別中小企業者又は事業協同組合等の構成中小企業者が、当該計画に基づき、高度な人材の育成、新分野への進出又は青少年（※）の実践的な職業能力の習得を図るために従業員（雇用保険の被保険者に限ります。）に対し職業訓練を実施した場合、これに係る経費及び賃金の一部を助成します。

※青少年：15歳以上40歳未満の方をいいます。

（新分野進出等に係る改善計画の認定を受けた中小企業者の場合は、新分野進出等に必要な労働者を雇い入れ等の中小企業基盤人材確保助成金と同じ要件を満たすことが必要となります。）

受給できる事業主

次のいずれにも該当する事業主です。

- (1) 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- (2) 都道府県知事から「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」に基づく改善計画の認定を受けた個別中小企業者又は事業協同組合等の構成中小企業者であること。
- (3) 職業能力開発推進者を選任していること。
- (4) 労働組合等の意見を聴いて事業内職業能力開発計画及びこれに基づく年間職業能力開発計画を作成している事業主であって、当該計画の内容を従業員（雇用保険の被保険者に限る、以下同じ。）に対して周知しているものであること。
- (5) 事業主の命令による職業訓練を受けさせる場合は、職業訓練を受けさせる期間において、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払っていること。
- (6) 従業員の申し出により教育訓練等を受けるための職業能力開発休暇を与える場合は、職業能力開発休暇期間中において、労働協約又は就業規則等に定めた賃金を支払っていること。
- (7) 労働保険料を過去2年間を超えて滞納していないこと及び過去3年間に雇用保険二事業に係るいずれの助成金についても不正受給を行っていないこと。
- (8) 風俗営業法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業のうち、店舗型性風俗特殊営業から委託を受けて当該営業を行う事業主でないこと。

助成対象となる訓練の形態

本助成金の助成対象となる訓練の形態は次のとおりです。事業主が作成した改善計画の主旨に沿った教育訓練の実施目的によって、助成対象となる訓練形態が異なります。

改善計画の主旨	訓練の実施目的	助成対象となる訓練の形態
新分野への進出に伴い、新たに人材を確保するために教育訓練を充実させる。	新分野へ進出するために必要な専門的スキル・知識を有する者を育成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・OFF-JTによる教育訓練 (実施時間 10 時間以上) ・従業員の申し出により受講する教育訓練 (実施時間は、教育訓練機関ごとに下限があります。)
高度なスキル・知識を有する人材を確保するために教育訓練を充実させる。	職業に必要な高度な専門的スキル・知識を有する者を育成する。 熟練スキル等を継承させる。	次のいずれかに該当する訓練であること <ul style="list-style-type: none"> ・OFF-JTによる教育訓練 (実施時間 10 時間以上) ・OJTによる職業訓練 (実施時間 40 時間以上) ・従業員の申し出により受講する教育訓練 (実施時間は、教育訓練機関ごとに下限があります。)
青少年に実践的な職業能力を習得させるために教育訓練を充実させる。	青少年に実践的な職業能力を習得させるための訓練を実施し、「現場力」を養う。 (具体的には、実践型人材養成型システムによる訓練の実施を指します。)	次のいずれにも該当する訓練であること <ul style="list-style-type: none"> ・OFF-JT と OJT の組合せ訓練 ・訓練期間は、6 ヶ月以上 2 年以下 ・訓練時間は、1 年当たりに換算した時間数が 850 時間以上 ・OJT の実施時間数は、総訓練時間の 2 割以上 8 割以下を占めること

受給できる額

事業主に対し、次の(1)から(5)のとおり助成します。

- (1) OFF-JTによる教育訓練に係る経費(施設・設備の借上費、教材・教科書に係る経費、部外講師の謝金、教育訓練機関に支払う入学料及び受講料)に対する1/2に相当する額
- (2) OFF-JTによる教育訓練を実施している期間中に支払った賃金の1/2に相当する額
- (3) OJTによる職業訓練を実施する際の部外講師の謝金(1人あたり1時間5千円が助成対象の限度額)の1/2に相当する額
- (4) 事業主が負担した従業員の申し出による能力開発に係る経費(教育訓練機関に支払う入学料及び受講料)の1/2に相当する額
- (5) 職業能力開発休暇期間中の訓練時間に応じ、支払った賃金の1/2に相当する額

問い合わせ先

独立行政法人雇用・能力開発機構沖縄センター那覇事務所

TEL 098-862-3214 FAX 098-861-3380

中小企業定年引上げ等奨励金

目 的

少なくとも65歳まで希望者全員が安心して働ける雇用基盤を早期に整備するとともに「70歳まで働ける企業」の普及を図るため、65歳以上への定年引上げ、定年の定め廃止または希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度の導入を行う中小企業事業主に対して奨励金を支給します。また、同時に高年齢者の勤務時間を多様化する制度を導入する場合は、支給額を加算します。

支給対象事業主

次のいずれかの措置を講じ、6か月以上経過している中小企業事業主（雇用保険の被保険者数が300人以下の事業主）

(1) 60歳以上65歳未満の定年を定めている事業主

- ① 65歳以上への定年の引上げ
- ② 定年の定め廃止
- ③ 希望者全員を対象とする65歳以上
までの継続雇用制度の導入

(2) 65歳以上70歳未満の定年を定めている事業主

- ① 70歳以上への定年の引上げ
- ② 定年の定め廃止
- ③ 希望者全員を対象とする70歳以上
までの継続雇用制度の導入

支給額

(万円)

現行の定年年齢	企業規模 (人)	(a) 定年の引上げ (65歳以上70歳未満)	(b) 定年の引上げ (70歳以上)または 定年の定め廃止	(c) 希望者全員を 対象とする70歳以 上までの継続雇用 制度の導入	(d) 希望者全員を対象と する65歳以上70歳未満 までの継続雇用制度の 導入
60歳以上 ～	1～9	40	80[40]	40[20] (20[10])	20
	10～99	60	120[60]	60[30] (30[15])	30
65歳未満	100～300	80	160[80]	80[40] (40[20])	40
65歳以上 ～	1～9	-	40[20]	20[10]	-
	10～99	-	60[30]	30[15]	-
70歳未満	100～300	-	80[40]	40[20]	-
高年齢者の勤務時間を多様化する制度を導入する事業主に対する加算額一律20万円					

・上表の(c)の()内の数字は、希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満の継続雇用制度を導入済みの事業主が、要件をみたした場合に支給する額である。

・上表の(b)及び(c)の[]内の数字は、支給申請日の前日において当該事業主に1年以上継続して雇用されている64歳以上の雇用保険被保険者(法人等設立の場合は当該事業主に雇用されている64歳以上の者)がない場合に支給する額である。

・現行の定年年齢が60歳以上～65歳未満の事業主が、上表(a)と(c)をみたま制度を新たに導入した場合には、(a)の額と、(c)の()内の額の合計額を支給する。

なお、奨励金を受給するには、就業規則等における定年などの定めが高齢法違反にならないように整備されていることや、60歳以上の雇用保険の被保険者を1名以上雇用していること等いくつかの支給要件を満たす必要がありますので、申請をお考えの際は下記問い合わせ先までお問い合わせください。

問い合わせ先

沖縄高齢・障害者雇用支援センター

TEL :098-851-9023

中小企業労働力確保法に基づく支援

目的

新分野進出等や生産性向上のための人材確保及び良好な雇用機会の創出のための雇用管理改善を行う中小企業の事業主等を支援します。

対象者

改善計画について県の認定を受けた中小企業者、事業協同組合等

支援内容

労働時間の短縮、職場環境の改善、福利厚生の実施等雇用管理の改善について、中小企業労働力確保法に基づく認定を受けると、以下の支援が受けられます。

- ① 中小企業基盤人材確保助成金（対象分野は健康・環境分野に限られます）
- ② 中小企業雇用創出等能力開発助成金

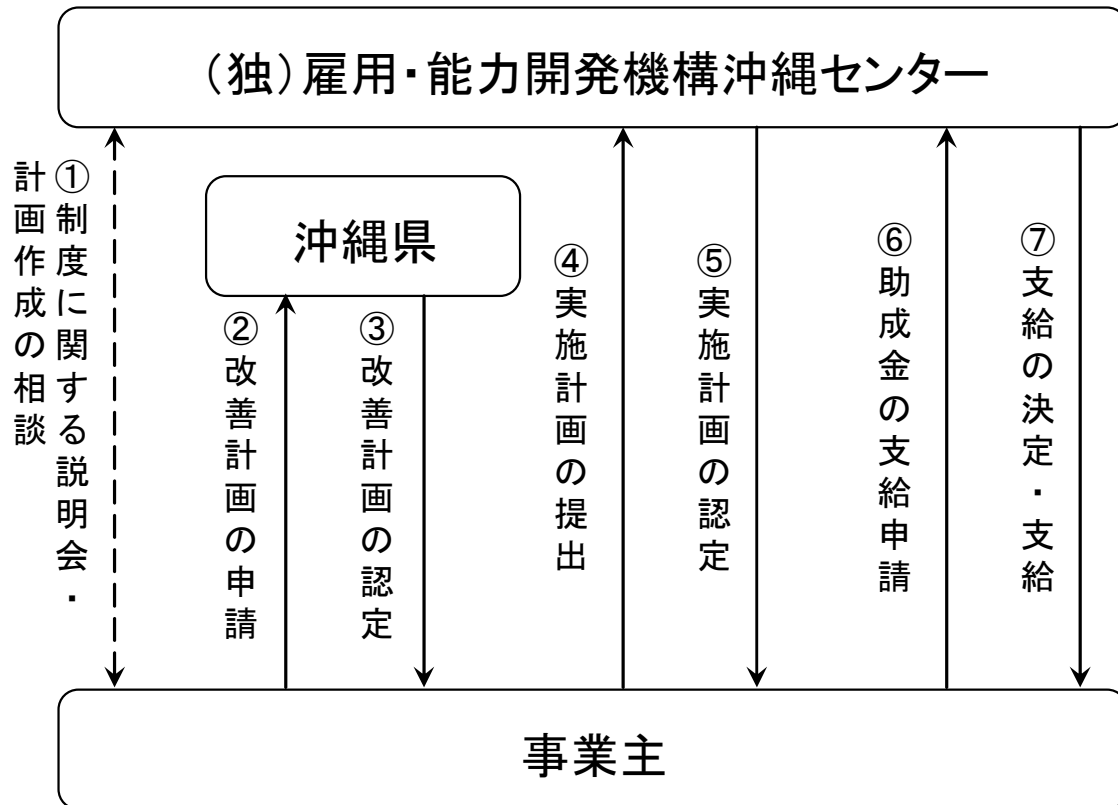
活用のポイント

- 支援を受けるには、「改善計画」を作成し、県の認定を受けることが前提となります。
- 支援を受けるには、さらに「実施計画」について雇用・能力開発機構沖縄センターの認定を受けることが必要になります。
- 対象が組合又は組合構成事業主である場合、この支援の他に、中小企業人材確保推進助成金等の支援が活用できます。

申請時期

随時受付

フロー図等



問い合わせ先

- ・ 改善計画の認定については・・・

沖縄県商工労働部雇用政策課

TEL : 098-866-2324

FAX : 098-866-2355

- ・ 実施計画の認定、支援内容については・・・

独立行政法人 雇用・能力開発機構沖縄センター（那覇事務所）

TEL : 098-862-3214

FAX : 098-861-3380

特定求職者雇用開発助成金

目 的

新たに高年齢者、障害者等の就職が特に困難な者又は再就職援助計画の対象者を雇い入れた事業主を支援することにより雇用機会の増大を図ります。

支援内容

(1) 特定就職困難者雇用開発助成金

障害者などの就職困難者をハローワーク等(※1)の紹介により継続して雇用する労働者(一般被保険者)として雇い入れる事業主に対して、賃金相当額の一部の助成を行います。

※1 ハローワーク、地方運輸局及び雇用関係給付金の取扱いに係る同意書を労総局に提出している有料・無料職業紹介事業所及び無料船員職業紹介事業者

対象労働者	助成額	助成期間	支給期
高齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等 ※	50(90)万円	1年	第1期 25(45)万円 第2期 25(45)万円
身体・知的障害者 ※	50(135)万円	1年 (1年半)	第1期 25(45)万円 第2期 25(45)万円 第3期 (45)万円
重度障害者・45歳以上の障害者、 精神障害者 ※	100(240)万円	1年半 (2年)	第1期 33(60)万円 第2期 33(60)万円 第3期 34(60)万円 第4期 (60)万円
身体・知的・精神障害者(短時間労働者)	30(90)万円	1年 (1年半)	第1期 15(30)万円 第2期 15(30)万円 第3期 (30)万円
その他の短時間労働者	30(60)万円	1年	第1期 15(30)万円 第2期 15(30)万円

※は短時間労働者を除く。()内は中小企業事業主に対する助成です。

(2)被災者雇用開発助成金

東日本大震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方をハローワーク等(※1)の紹介により、継続して1人以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主にたいして、助成金を支給します。(雇用保険の一般被保険者として雇い入れる場合に限りません)

※ 1 ハローワーク、地方運輸局及び雇用関係給付金の取扱いに係る同意書を労総局に提出している有料・無料職業紹介事業所及び無料船員職業紹介事業者

対象労働者

1. 被災により離職なされた方(以下の①から③のいずれにも該当する方)

- ①東日本大震災発生時に被災地域において就業していた方
- ②被災後に離職し、その後安定した職業についてたことのない方
- ③震災により離職を余儀なくされた方

2. 被災地に居住する方

- ①被災後、安定した職業についてたことのない方
- ②被災により被災地域外に住所又は居所を変更している方を含み、震災の発生後に被災地域に居住することとなった方を除く

対象労働者	助成額	助成期間	支給期
短時間労働者以外の者	50(90)万円	1年	第1期 25(45)万円 第2期 25(45)万円
短時間労働者	30(60)万円	1年	第1期 15(30)万円 第2期 15(30)万円

※()内は中小企業事業主に対する助成です。

(2)高年齢者雇用開発特別奨励金

雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者をハローワーク等(※1)の紹介により一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れる事業主(1年以上継続して雇用することが確実な場合に限りません。)に対して賃金相当額の一部の助成を行います。

※ 1 ハローワーク、地方運輸局及び雇用関係給付金の取扱いに係る同意書を労総局に提出している有料・無料職業紹介事業所及び無料船員職業紹介事業者

対象労働者

以下の①から③のいずれの要件も満たす方に限ります。

- ①紹介日及び雇い入れ日現在において、雇い入れに係る事業主以外の事業主と一週間の所定労働時間が20時間以上の雇用関係にない方
- ②雇用保険又は船員保険の被保険者資格を喪失した離職の日から3年以内に雇い入れられた方
- ③雇用保険又は船員保険の被保険者資格を喪失した離職の日以前1年間に被保険者期間が6月以上あった方

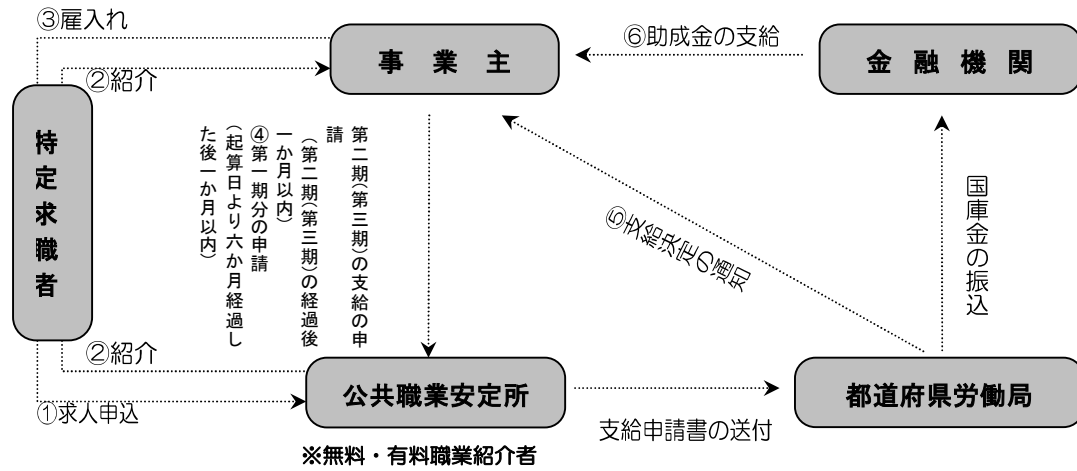
対象労働者	助成額	助成期間	支給期
短時間労働者以外の者	50(90)万円	1年	第1期 25(45)万円 第2期 25(45)万円
短時間労働者	30(60)万円	1年	第1期 15(30)万円 第2期 15(30)万円

※()内は中小企業事業主に対する助成です。

(注)短時間労働者以外の者とは一週間の所定労働時間が30時間以上の者をいいます。短時間労働者とは一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者をいいます。

フロー図等

(参考) 特定求職者雇用開発助成金の受給手続き (特定就職困難者雇用開発助成金の場合)



問い合わせ先

沖縄労働局職業安定部職業対策課沖縄助成金センター TEL 098-868-1606

那覇公共職業安定所 TEL 098-866-8609

沖縄公共職業安定所 TEL 098-939-3200

名護公共職業安定所 TEL 0980-52-2810

宮古公共職業安定所 TEL 0980-72-3329

八重山公共職業安定所 TEL 0980-82-2327

認定職業訓練助成事業費補助金

目 的

職業能力開発促進法に定める一定の基準を満たした職業訓練を実施する事業主若しくはその団体を支援します。

対 象 者

実施する職業訓練について県知事の認定を受けた事業主若しくはその団体

※ 職業訓練の認定を受けるためには、法に定める一定の基準を満たす職業訓練であること、職業訓練の永続性が認められること、訓練生が5人以上いること等の諸要件を満たす必要があります。

対象経費

- (1) 集合して行う学科または実技の訓練を担当する職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金及び手当に要する経費
- (2) 集合して学科または実技の訓練を行う場合に必要な機械器具等の設備に要する経費並びに建物の借上げ及び維持に要する経費
- (3) 集合して学科または実技の訓練を行う場合に必要な教科書その他の教材に要する経費
- (4) 職業訓練指導員の研修及び訓練性の合同学習に要する経費
- (5) その他管理運営に要する経費

支援内容

支給額：対象経費の3分の2以内

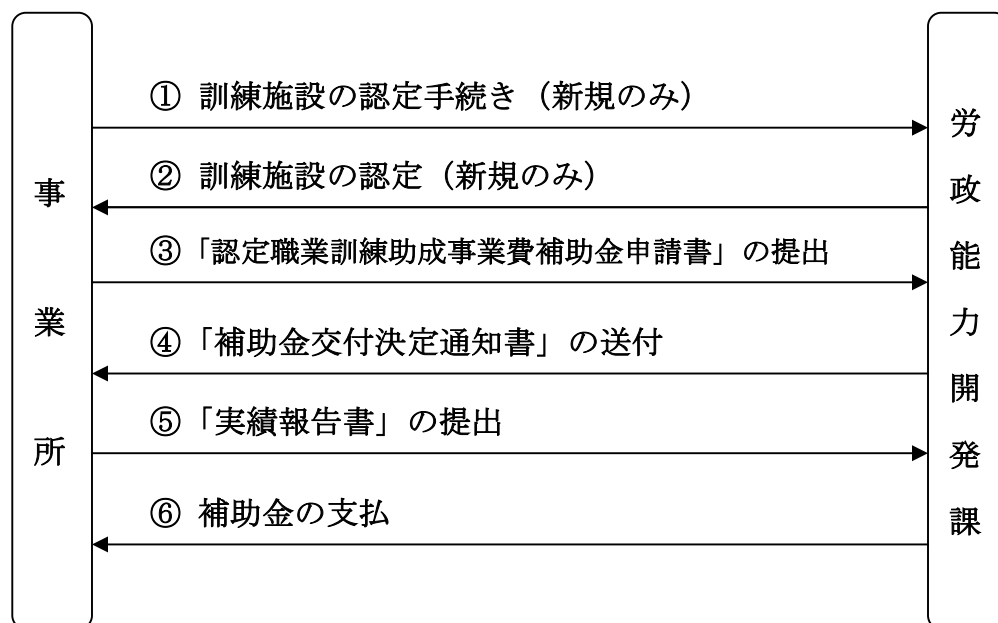
限度額：下記の算式の範囲内

補助額 = 訓練生徒数 × 単位数 × 基準額 (※ 基準額 (平成 23 年度) = 5,760 円)

活用のポイント

- 当補助金を活用するためには、法に定める一定の基準を満たした職業訓練として、県知事の認定を受けることが前提となります。
- 訓練生の3分の2以上は雇用保険の加入者等であることが必要です。
- 法に定める基準を満たした認定職業訓練の修了者は、技能検定、職業訓練指導員試験及び職業訓練指導員免許の取得にあたって、試験の一部の免除、必要な実務経験年数の短縮などの特典があります。

フロー図等



問い合わせ先

沖縄県商工労働部 労政能力開発課
TEL : 098-866-2366 FAX : 098-866-2355

派遣労働者雇用安定化特別奨励金

目 的

いわゆる「2009年問題」に対応し、労働者派遣契約の終了前に派遣先への直接雇用を促進することにより、派遣労働者への影響を軽減し、雇用の安定に資するため、6か月を超える期間継続して労働者派遣を受け入れていた業務に従事した派遣労働者を、その労働者派遣の期間の終了の日までの間に、無期又は6か月以上の有期(更新有の場合に限ります)の労働契約を締結して直接雇い入れる場合に、奨励金を支給します。

対 象 者

- ① 6か月を超える期間継続して労働者派遣を受け入れていた業務に、派遣労働者を無期または6か月以上の有期(更新有の場合に限ります。)で直接雇い入れる事業主。
- ② 労働者派遣の期間が終了する前に派遣労働者を直接雇い入れる事業主。

支援内容

		期間の定めのない労働契約の場合		6か月以上の期間の定めのある労働契約の場合		
大企業	計 50 万円	6 ヵ月経過後	25 万円	計 25 万円	6 ヵ月経過後	15 万円
		1 年 6 ヵ月経過後	12 万 5 千円		1 年 6 ヵ月経過後	5 万円
		2 年 6 ヵ月経過後	12 万 5 千円		2 年 6 ヵ月経過後	5 万円
中小企業	計 100 万円	6 ヵ月経過後	50 万円	計 50 万円	6 ヵ月経過後	30 万円
		1 年 6 ヵ月経過後	25 万円		1 年 6 ヵ月経過後	10 万円
		2 年 6 ヵ月経過後	25 万円		2 年 6 ヵ月経過後	10 万円

申請時期

派遣労働者雇用安定化特別奨励金の支給を受けるためには、対象労働者を雇い入れた事業所を管轄する労働局長に、支給対象期ごとにそれぞれ支給対象期の末日の翌日から起算して1か月(支給申請期間)以内に、支給申請書に必要な書類を添えて提出することが必要です。当該提出については、管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所を経由して行うことができます。

問い合わせ先

沖縄労働局職業安定部職業安定課需給調整業担当 TEL 098-868-1655
名護公共職業安定所 TEL 0980-52-2810
宮古公共職業安定所 TEL 0980-72-3329
八重山公共職業安定所 TEL 0980-82-2327

事業所内保育施設設置・運営コース

目 的

労働者のための保育施設を事業所内(労働者の通勤経路又は事業所の近隣地域を含む)に設置する事業主又は事業主団体に対し、その設置、運営、増築又は建替え、保育遊具等購入に係る費用の一部を助成することにより、その設置促進及び運営の安定化を図るとともに、職業生活と家庭生活の両立を容易にするための環境整備を促し、労働者の雇用の安定に資することを目的としています。

対 象 者

以下、すべてをみताず事業主

- ① 事業所内保育施設について、設置・運営計画を作成し沖縄労働局長の認定を受けていること。
- ② 認定を受けた計画に基づき、保育施設を設置・運営すること。
- ③ 育児・介護休業法に基づく育児休業、所定外労働の制限及び所定労働時間の短縮措置について労働協約又は就業規則に定め実施していること。
- ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長に届け出ており、かつ当該行動計画を公表し、労働者に周知させるための措置を講じていること。

活用のポイント

事業所内託児施設とは

事業主(事業主団体)が、原則として雇用する労働者のために事業所内(近接地、通勤経路も可)に保育施設を設け、継続した運営が見込まれるものをいう。

- ① 施設の規模は、乳幼児の定員が10人以上であり、1人当たりの面積7㎡以上のもの。
- ② 児童福祉施設最低基準に沿って、適切な保育を行うことが必要。
- ③ その他、保育士の数や施設の利用条件等要件あり。

支援内容

助成率は、以下のとおり。

1 事業主 1 施設に限り支給。限度額は施設の規模、運営形態により設定

	助成率等	助成限度額	
設置費		2,300万円限度	
運営費 (人件費) (1年目～ 5年間)	中小企業3分の2 大企業2分の1	通常型	規模に応じ最高699万6千円限度
		時間延長型	規模に応じ最高951万6千円限度
		深夜延長型	規模に応じ最高1,014万6千円限度
		体調不調児対応型	上記それぞれの型の運営にかかる限度額 +165万円限度
増築費	2分の1	1,150万円限度 ※5人以上の定員増を伴う増築、体調不調児のための安静室の整備	
	2分の1 〔(建替え後の施設の定員 -既存施設の定員)/建替え 後の施設の定員〕	2,300万円限度 ※5人以上の定員増を伴う建替え	
保育遊具等 購入費	自己負担金から10万円を控除した額40万円限度(一品の単価が原則として1万円以上、総経費20万円以上のもの)。		

	助成率等	助成限度額	
運営費 (人件費) (6年目～ 10年目まで)	中小企業3分の1 大企業3分の1	通常型	規模に応じ最高466万4千円限度
		時間延長型	規模に応じ最高634万4千円限度
		深夜延長型	規模に応じ最高676万4千円限度
		体調不調児対応型	上記それぞれの型の運営にかかる限度額 +110万円限度
増築費	2分の1	1,150万円限度 ※5人以上の定員増を伴う増築、体調不調児のための安静室等の整備	
	2分の1 〔(建替え後の施設の定員 -既存施設の定員)/建替 え後の施設の定員〕	2,300万円限度 ※5人以上の定員増を伴う建替え	
保育遊具等 購入費	自己負担金から10万円を控除した額40万円限度(一品の単価が原則として1万円以上、総経費20万円以上のもの)。		

※1 助成金の対象となる費用は、上記のそれぞれについて、事業所内保育施設に係る部分に限ります。

※2 運営費の助成限度額は、乳幼児の現員(現員が定員を超える場合は定員)に応じてさらに限度額が変わります。

※3 設置費、運営費及び保育遊具等購入費の助成は、それぞれ1事業主又は事業主団体につき1施設に限ります。

※4 運営期間が1年に満たない場合は、上表の額を月割・日割りした額が助成限度額となります。また、時間延長型及び深夜延長型の助成限度額は、延長時間数又は深夜時間数により上表の額より低くなる場合があります。

申請時期

助成金の支給申請を行う事業主又は事業主団体は、あらかじめ、設置・運営計画、増築計画について都道府県労働局長の認定を受けることになっています。それぞれ次の提出期限までにその事業所の所在地を担当する都道府県労働局に対し、事業所内保育施設計画認定申請書に必要な書類を添付の上、認定申請を行ってください。

〈認定申請書の提出期限〉

- 設置・運営計画及び増築計画：設置に着手する原則として2か月前まで
- 運営計画：運営開始する予定日の原則として2か月前まで
なお、運営開始後1年未満の事業所内保育施設について認定を受けようとする場合（運営開始の2か月前までに認定申請書を提出しなかった場合を含む。）は運営開始後1年を経過する日の2か月前まで。

〈支給申請の提出期限〉

- 設置費
 - ① 運営開始(再開)日が1月1日から6月30日までである場合は、7月1日から7月31日まで
 - ② 運営開始(再開)日が前年の7月1日から12月31日までである場合は、翌年の1月1日から1月31日まで
- 運営費
毎年1月1日から12月31日までに運営を行った期間に要した費用について、翌年の1月1日から1月31日までに申請するものとする。ただし、運営開始日より運営計画の認定日が後のものについては、初回のみ、運営計画の認定日から12月31日まで。
- 保育遊具等購入費
設置費又は増築費の申請と同時期に申請する。

※ 申請企業が多い場合、予算を勘案した対応となります。

※ 助成金の詳細については、お問い合わせ下さい。

問い合わせ先

沖縄労働局 雇用均等室 098-868-4380

中小企業子育て支援助成金

※平成 23 年 4 月 1 日からの制度の一部が変更になりました。
詳細はお問い合わせ下さい。

目 的

中小企業における育児休業の取得促進を図るため、育児休業取得者が初めて出た中小企業事業主（従業員数 100 人以下）に対して助成金を支給します。
（本助成金は平成 18 年度から平成 23 年度までの時限措置です。）

対 象 者

中小企業事業主（労働者数 100 人以下）で、以下の各号のすべてに該当する雇用保険適用事業主であること

1. 一般事業主行動計画の策定・届出及び公表・従業員への周知を行っていること。
2. 支給申請前に、次の①～③を労働協約又は就業規則に規定していること。
 - ①改正育児・介護休業法に対応した育児休業
 - ②改正育児・介護休業法第 23 条第 1 項に規定する所定労働時間の短縮措置（以下 「育児短時間勤務制度」）
 - ③従業員の性質又は業務の実施体制に照らして、育児短時間勤務制度を適用する事が困難と認められる業務に就く従業員を、労使協定により制度の適用除外とする場合は、改正育児・介護休業法第 23 条第 2 項に基づく代替措置
3. 助成金の支給申請の対象となる従業員に対し、書面等により次の①～③を通知していること。
 - ①育児休業申出を受けた旨
 - ②育児休業開始予定日・育児休業終了予定日
 - ③育児休業申出を拒む場合には、その旨とその理由
4. 当該企業において雇用保険の被保険者（船員保険の被保険者であった者を含む）として雇用する従業員の中から、平成 18 年 4 月 1 日以後に、初めて育児休業を取得した者が出たこと。
※平成 18 年 3 月 31 日以前に育児休業を取得した者が出た事業主は、支給対象にはなりません。

支援内容

次の①～③の要件をすべて満たした育児休業取得者が出た場合、1人目から5人目まで、下表の額を支給します。

- ①雇用保険の被保険者資格：支給申請にかかる子の出生の日まで、雇用保険の被保険者として1年以上継続雇用されていること。
- ②育児休業期間：平成18年4月1日以後、1歳までの子を養育するために6か月以上連続して育児休業を取得し、かつ、平成23年9月30日までに終了したこと。
- ③復職後：育児休業終了日の翌日から起算して1年以上雇用保険の被保険者として継続して雇用されたこと。

	1人目	2人目から5人目
助成額	70万円	50万円

※同一の従業員が上記①～③に複数回当てはまる場合は、最初の1回のみ支給対象となります。

申請機関・申請先

助成金を受けようとする事業主は、受給できる事業主の要件を満たした日の翌日から3か月以内に、「育児・介護雇用安定等助成金(中小企業子育て支援助成金)支給申請書」に必要書類を添付の上、沖縄労働局雇用均等室に提出して下さい。

※支給申請は、対象労働者が生じた事業所にかかわらず、本社等で行って下さい。

申請書類

1. 育児・介護雇用安定等助成金(中小企業子育て支援助成金)支給申請書
2. 労働協約又は就業規則(写)
 - ・改正育児・介護休業法に対応した育児休業及び育児短時間勤務制度が規定されている事が確認できる部分。
 - ・改正育児・介護休業法第23条第2項に基づく代替措置を講じている場合は、その旨が確認できる部分、及び適用除外である旨を定めた労使協定。
3. 育児休業取得者に関する書類
 - (1) 対象従業員に係る育児休業取得申出書(写)
 - (2) 育児・介護休業法施行規則第5条第4項(※)で定める事項について当該対象労働者に対し通知した文書(写)(平成22年6月30日以後に開始した育児休業に限る)
 - (3) 母子健康手帳の子の出生を証明できる該当部分(写)
 - (4) タイムカード(写)、出勤簿(写)、賃金台帳(写)

※これら以外にも、書類の提出を求める事があります。

経過措置

◎支給対象に該当する従業員が生じた日が平成 23 年 3 月 31 日以前の場合は、改正前の支給額を適用します。

◎平成 22 年 3 月 31 日以前にこの助成金の支給対象となる従業員がでた事業主については、経過措置として、育児休業と短時間勤務を合わせて 5 人目までが支給対象となります。

※ 上記に記載のない要件もございます。要件・手続きその他詳細については、下記機関までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ

沖縄労働局 雇用均等室

TEL : 098-868-4380

育児・介護費用等補助コース(両立支援レベルアップ助成金)

目 的

労働者が育児・介護サービスを利用する際に、それに要する費用の全部又は一部を補助する制度を設け、その利用に要する費用の全部又は一部を補助した事業主及び育児・介護サービスの提供を行うものと契約し、当該サービスを労働者に利用させた事業主に対して、育児・介護費用等補助コースを支給することにより、労働者の雇用の継続を図るとともに、これらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを目的とする。

受給できる事業主

平成 23 年 8 月 31 日までの間に以下、すべてをみたす雇用保険適用事業主

1. 費用の助成等について就業規則等に規定し、実施した事業主であること。
2. 費用の助成を受ける労働者は、雇用保険被保険者であること。
3. 育児の場合は、小学校始期に達するまでの同居の子、介護の場合は、家族(配偶者、父母、子、義理の父母、その他同居の家族)の介護に係るサービスであること。
4. 育児サービスに係る措置である場合は、平成 22 年 6 月 30 日に施行された改正後の育児・介護休業法に規定する育児休業、所定外労働の免除及び所定労働時間の短縮措置、介護サービスに係る措置である場合は、平成 22 年 6 月 30 日に施行された改正後の介護休業法に規定する介護休業及び所定労働時間の短縮等措置について、それぞれ労働協約又は就業規則に定め、実施していること。
5. 次世代育成支援対策推進法に基づき、100 人を超える労働者を常時雇用する事業主は、一般事業主行動計画を策定し、その旨を労働局長に届け出ていること。平成 21 年 4 月 1 日以降に策定・変更する場合は、公表・周知の措置を講じていること。
6. 事業所内保育施設利用の場合は、同一の施設について、過去に事業所内託児施設・運営コース(運営費)又は事業所内保育施設設置・運営等助成金(運営費)を受給していないこと。

支援内容

助成対象となる育児・介護サービスの内容

サービスを利用することによって労働者が就業可能になるようなものが対象。

- ①育児－認可外保育園、ベビーシッター等の利用、事業所内保育施設におけるサービス
- ②介護－有料老人施設、家政婦等の利用

※助成対象外のサービス

- ・配偶者、父母等親族が行うサービス
- ・公立保育所、認可保育所の利用
- ・介護保険法に基づくサービス、病院の療養目的のサービス等

受給できる額

●労働者が利用した育児・介護サービス費用のうち、事業主が1月1日から12月末日までに負担した額について助成

		助成率	限度額 年間
中小企業	育児に係るサービス	4分の3	労働者1人当たり30万円(中小企業事業主:40万円)、かつ1事業所当たり360万円(中小企業事業主:480万円)です。
	介護に係るサービス	2分の1	
大企業		3分の1	

●育児・介護費用サービス制度を新たに設け、最初の利用者がした場合、上記の額に加え、右記の額を整備費として1事業主に1回に限り支給。

中小企業	40万円[30万円]※
大企業	30万円[20万円]※

※[]内の金額は、常時雇用する労働者が100人以下で一般事業主行動計画の策定・届出がない場合の金額です。

※支給は1事業所当たり5年間(5年間の最後の日が平成23年12月31日以後である場合は平成23年12月31日)限度。

※申請期間1月1日～1月31日(前年1年間に事業主が負担した分を申請)

※平成23年9月1日以降、申請受付・支給は沖縄労働局雇用均等室が行います。

※当コースは平成24年1月の申請をもって廃止となります。

問い合わせ先

(財)21世紀職業財団沖縄事務所

TEL 098-869-9076 FAX 098-866-7789

休業中能力アップコース(両立支援レベルアップ助成金)

目 的

育児あるいは介護休業を取得する労働者が、スムーズに復職できるようなプログラムをあらかじめ作り、それに基づき実施した分について助成金を支給。休業者の職場適応性や職業能力の維持・回復を図ることを目的とします。

【 職場復帰プログラムの内容 】

※下記のうちいずれか1つ以上を実施すること。(復帰プログラムの具体例として…)

- ①**在宅講習** 休業中、会社が作成した資料や会社が選定した教育訓練の教材を使って自宅において実施。
- ②**職場環境適応講習** 休業期間中に、復職後に担当する職務の進捗状況の説明、部内会議等への出席。
- ③**職場復帰直前講習** 復職する前に、業務の説明、両立の相談などを事業主が実施。
- ④**職場復帰直後講習** 復職して1ヵ月以内に、職務や顧客の現状説明、作業の再確認等を事業主が実施。

対 象 者

【受給できる事業主】

1. 平成23年8月31日までの間に以下、すべてをみたま雇用保険適用事業主
2. 休業者に対して職場復帰プログラムを実施することを実施要領等に定めていること。
3. 育児休業期間が3ヵ月以上(産後休業終了後引き続き育児休業をした場合には、産後休業を含め3ヵ月以上)、または介護休業期間が1ヵ月以上である労働者に対し、職場復帰プログラムを実施したこと。(実施状況を明らかにする書類を整備のこと)
4. 育児・介護休業者を、その休業(育児休業者で、産後休業終了後引き続き育児休業をする場合には産後休業)を開始する日において雇用保険の被保険者として、雇用していること。その休業終了後、雇用保険の被保険者として引き続き1ヶ月以上継続して雇用していること。
5. 育児休業者に係る職場復帰プログラムの場合は、平成22年6月30日に施行された改正後の育児・介護休業法に規定する育児休業、所定外労働の免除及び所定労働時間の短縮措置について、労働協約又は就業規則に定め、実施していること。
6. 介護休業者に係る職場復帰プログラムの場合は、平成22年6月30日に施行された改正後の育児・介護休業法に規定する介護休業及び所定労働時間の短縮等措置について、労働協約又は就業規則に定め、実施していること。
7. 次世代育成支援対策推進法に基づき、100人を超える労働者を常時雇用する事業主は一般事業主行動計画を策定し、その旨を労働局長に届け出ていること。平成21年4月1日以降に策定・変更する場合は、公表・周知の措置を講じていること。

支援内容

【受給できる額】

職場復帰プログラムの内容、実施期間によって算定。

		支給対象労働者 1 人当たり (限度額)
支給限度額	中小企業	21 万円
	大企業	16 万円

※②職場環境適応講習と③職場復帰直前講習を同時期に実施する場合は、職場復帰直前講習の支給が優先されます。

※「復帰プログラム」と併せて情報提供を休業期間中月 1 回以上実施した場合、プログラム開発作成費の支給額を引き上げる。

※申請期間は休業終了日から起算して 1 ヶ月経過した日の翌日から 3 ヶ月以内。

※1 事業所当たり、育児・介護それぞれ延べ 100 人まで支給（平成 17 年 4 月 1 日より）。詳しくはお問い合わせください。

※平成 23 年 9 月 1 日から 以下の変更を予定しています。

- ・ 申請受付・支給は沖縄労働局雇用均等室が行います。
- ・ 支給対象事業主を労働者数 300 人以下の事業主に限定。
- ・ 一般事業主行動計画の届出等を 事業主の規模に関らず要件に追加。
- ・ 「事業所ごとの申請」から 「事業主（企業）単位での申請」に変更。
- ・ 支給限度額を一人あたり 21 万円に変更。

問い合わせ先

(財) 21 世紀職業財団沖縄事務所

TEL : 098-869-9076 FAX : 098-866-7789

子育て期の短時間勤務支援コース(両立支援レベルアップ助成金)

目 的

小学校低学年までの子を養育する労働者を対象とした支援及び中小企業の重点支援により、子育て期における短時間勤務制度の導入・利用促進に向けた事業主の取組を促すことを目的とします。

対 象 者

【支給対象となる短時間勤務】

以下の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであること。

(1) 1日の所定労働時間を短縮する短時間勤務

1日の所定労働時間が7時間以上の者について、1日の所定労働時間を1時間以上短縮しているものに限られる。

(2) 週又は月の所定労働時間を短縮する短時間勤務

1週当たりの所定労働時間が35時間以上の者について、1週当たりの所定労働時間を1割以上短縮しているものに限られる。

(3) 週又は月の所定労働日数を短縮する短時間勤務

1週当たりの所定労働日数が5日以上の方について、1週当たりの所定労働日数を1日以上短縮しているものに限られる。

受給できる事業主

平成 23 年 8 月 31 日までの間に次の各号のすべてに該当する事業主であること。

(1) 以下のア又はイに該当する事業主であること。

ア 小規模事業主（常時 100 人以下の労働者を雇用する事業主）であって、以下の(ア)及び(イ)を満たしていること。

(ア) 少なくとも 3 歳に達するまでの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を労働協約又は就業規則により制度化していること。なお、複数の事業所を有する事業主にあつては、すべての事業所において制度化している事業主であること。

(イ) 雇用保険の被保険者として雇用する、小学校第 3 学年修了までの子を養育する労働者であつて、短時間勤務制度の利用を希望した労働者に連続して 6 か月以上利用させたこと。

イ 中規模事業主（常時 101 人以上の労働者を雇用し、常時雇用する労働者の数が 300 人以下の事業主）又は大規模事業主（常時雇用する労働者の数が 301 人以上の事業主）であつて、以下の(ア)及び(イ)を満たしていること。

(ア) 少なくとも小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を労働協約又は就業規則により制度化していること。なお、複数の事業所を有する事業主にあつては、すべての事業所において制度化している事業主であること。

(イ) 雇用保険の被保険者として雇用する、小学校第 3 学年修了までの子を養育する労働者であつて、短時間勤務制度の利用を希望した労働者に連続して 6 か月以上利用させたこと。

(2) 支給申請に係る短時間勤務制度を連続して 6 か月以上利用した労働者（新たに雇用した労働者にあつては雇用期間の定めのない者であり、かつ、時間当たりの基本給の水準及び賞与等の支給基準等が、同種の業務に従事する通常の労働者と同等以上である者に限り（以下「支給対象労働者」といいます））を、短時間勤務制度利用開始時に、雇用保険の被保険者として雇用していること。

(3) 支給対象労働者を、支給申請に係る短時間勤務制度を連続して 6 か月以上利用した日の翌日から引き続き雇用保険の被保険者として 1 か月以上雇用していること、かつ、支給申請日において雇用していること。

(4) 平成 22 年 6 月 30 日に施行された改正後の育児・介護休業法に規定する育児休業、所定外労働の免除及び所定労働時間の短縮措置について、労働協約又は就業規則に定め、実施していること。

(5) 一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長に届け出ていること。また、平成 21 年 4 月 1 日以降に一般事業主行動計画を策定・変更する事業主は、策定・届出に加え、当該一般事業主行動計画を公表し、労働者に周知させるための措置を講じていること。

受給できる額

①支給対象労働者が最初に生じた場合

(平成 22 年 4 月 1 日以降に初めて支給対象労働者が生じた場合に限る。)

◎小規模事業主・・・70万円

◎中規模事業主・・・50万円

◎大規模事業主・・・40万円

※なお、上記の金額は1事業主1回に限り支給する。

②最初に支給対象労働者が生じた日の翌日から平成 23 年 8 月 31 日までの間に、 2 人目以降の支給対象労働者が生じた場合

◎小規模事業主・・・50万円

◎中規模事業主・・・40万円

◎大規模事業主・・・10万円

※ 1 事業所当たり、延べ 10 人（小規模事業主は 5 人）までの支給となります。

※ 2 人目以降の支給対象労働者は、同一の子を養育する同一の労働者を除きます。

※平成 23 年 9 月 1 日以降、申請受付・支給は沖縄労働局雇用均等室が行います。

問い合わせ先

(財) 21 世紀職業財団沖縄事務所

TEL 098-869-9076 FAX 098-866-7789

代替要員確保コース（両立支援レベルアップ助成金）

目 的

育児休業取得者が、育児休業終了後、原則として原職等に復帰させる旨を就業規則等に規定し、育児休業者の休業期間中に、代替要員を確保し、かつ育児休業取得者を原職等に復帰させた場合、助成金を支給。

（代替要員の確保は、新たに雇い入れた場合、派遣労働者の利用等どちらでも可）

事業主にとって代替要員を確保しやすくするとともに、労働者が安心して育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備を図ることを目的とします。

受給できる事業主

平成 23 年 8 月 31 日までの間に以下のすべてをみたす雇用保険適用事業主

1. 平成 22 年 6 月 30 日に施行された改正後の育児・介護休業法に規定する育児休業、所定外労働の免除及び所定労働時間の短縮措置について、労働協約又は就業規則に定め、実施していること。それに加え、育児休業取得者の原職等の復帰について就業規則等に規定した事業主であること。（定めた時期明記のこと）
2. 育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を当該休業終了後に原職等に復帰させたこと。
3. 育児休業取得者の休業期間が 3 ヶ月以上あり、この期間中に代替要員を確保した期間が 3 ヶ月以上あること。
4. 育児休業取得者が育児休業を開始する日において（産後休業終了後引き続き育児休業をする場合は産後休業開始日に）、雇用保険の被保険者として雇用していること。
また、復帰後引き続き雇用保険被保険者として 6 ヶ月以上雇用していること。
5. 代替要員と育児休業取得者の職務・部署が同じであり、労働時間が概ね同じであること。
6. 次世代育成支援対策推進法に基づき、100 人を超える労働者を常時雇用する事業主は、一般事業主行動計画を策定し、その旨を労働局長に届け出ていること。平成 21 年 4 月 1 日以降に策定・変更する場合は、公表・周知の措置を講じていること。

※詳細は事務所へお問い合わせ下さい。

受給できる額

○原職等復帰について、平成 12 年 4 月 1 日以降、就業規則等に新たに規定した場合

	支給対象労働者 1 人当たり	
①最初に要件を満たした育児休業取得者（支給対象労働者）が生じた場合	中小企業	50 万円 [40 万円] ※
	大企業	40 万円 [30 万円] ※
②2 人目以降の支給対象労働者が生じた場合	中小企業	15 万円
	大企業	10 万円

※ [] 内の金額は、常時雇用する労働者が 100 人以下で一般事業主行動計画の策定・届出がない場合の金額です。

○原職等復帰について、既に平成 12 年 3 月 31 日までに、就業規則等に規定した場合

	支給対象労働者 1 人当たり	
支給対象労働者が生じた場合	中小企業	15 万円
	大企業	10 万円

※最初の支給対象労働者が生じた日の翌日から 5 年（5 年最後の日が平成 23 年 8 月 31 日以後である場合は、平成 23 年 8 月 31 日）以内に支給対象労働者が生じた場合に支給（1 事業所当たり、年間 10 人まで）。

※申請は・・・原職等復帰日から 6 ヶ月経過した日の翌日から 3 ヶ月以内。

※平成 23 年 9 月 1 日から 以下の変更を予定しています。

- ・ 申請受付・支給は沖縄労働局雇用均等室が行います。
- ・ 支給対象事業主を労働者数 300 人以下の事業主に限定。
- ・ 一般事業主行動計画の届出等を 事業主の規模に関らず要件に追加。
- ・ 「事業所ごとの申請」から 「事業主（企業）単位での申請」に変更。
- ・ 「平成 12 年 4 月 1 日以降、最初に支給対象労働者が生じた」という要件を廃止。
- ・ 支給金額を一人あたり一律 15 万円に変更。

問い合わせ先

(財) 21 世紀職業財団沖縄事務所

TEL : 098-869-9076 FAX : 098-866-7789

ワンストップ型雇用相談窓口設置事業

目 的

国や市町村等が行っている雇用施策も含め、雇用支援に関する情報を一元化し、社会保険労務士やキャリアカウンセラーを配置した総合相談窓口を設置し、相談者の状況に最も適した関係機関等の案内を行うことにより、より多くの求人募集の促進、従業員の定着支援、就職までの時間の短縮等を図り、本県の雇用情勢の改善に寄与することを目的とします。

対 象 者

- 求人を募集している企業
- 求職者

支援内容

- 求人を募集している企業や事業主及び求職者に対する最も適した雇用施策の案内
- 県内5地域（北・中・南部、宮古、石垣）での毎月定期的な巡回相談の実施

活用のポイント

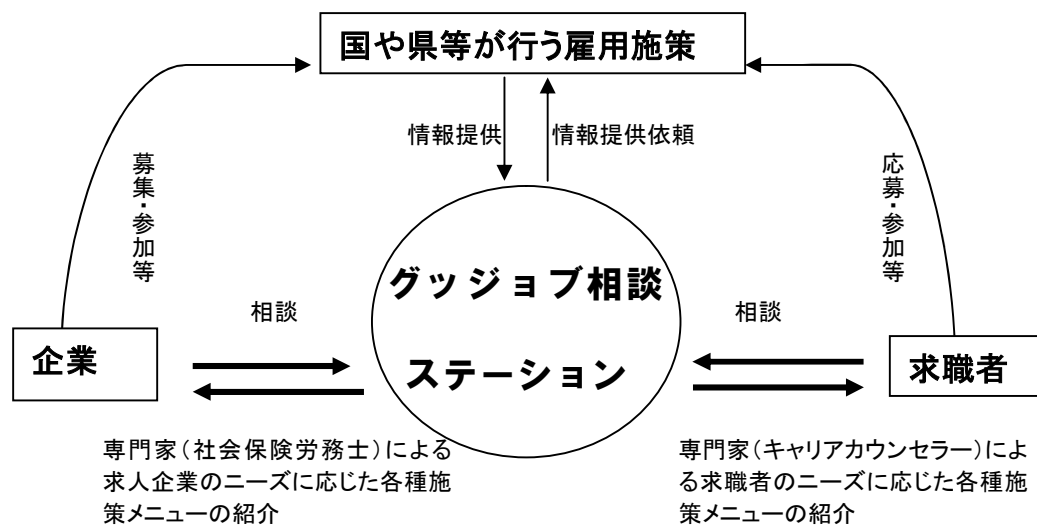
グッジョブ相談ステーションでは社会保険労務士を配置し、相談者の状況に応じた、適切かつ効率的な雇用支援施策（セミナー、人材育成支援事業、雇用関係助成金取扱機関等）の情報提供を行います。

申請時期

相談時間：平日9時～17時

※ 電話での事前予約をお勧めします。

フロー図等



問い合わせ先

グッジョブ相談ステーション

沖縄産業支援センター 2階 (那覇市字小禄 1 8 3 1 - 1)

TEL : 098-857-9435 FAX : 098-857-9434

URL <http://www.goodjob-station.info/>